

【iv 保育課・幼保連携推進室関係】

1. 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について

(1) 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化について（関連資料1参照）

平成22年11月、官邸の「待機児童ゼロ特命チーム」がとりまとめた「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算で「安心こども基金」を積み増すとともに実施期限を平成24年度末まで延長するのに伴い、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとした。これにより、従来は「プロジェクト」事業の施設整備費支援と運営費支援について、別々に必要であった事業計画の策定や申請手続きの一本化が図られることから、これらの事業をより一層ご活用いただき、早期の待機児童解消に努めていただきたい。

なお、平成23年度第4次補正予算では、「プロジェクト」事業の拡充強化も盛り込んだところである。具体的な内容は、次のとおりであるので、管内市町村に十分周知いただくとともに、市町村の積極的な取組にご配慮いただきたい。

[第4次補正予算による拡充強化の内容]

① 「プロジェクト」の対象自治体の拡大

待機児童が10人以上いる市町村 → 待機児童のいる全ての市町村

② 「プロジェクト」参加に当たっての要件緩和（予定）

複数の事業を実施する自治体 → 1事業のみの実施でも可とする

③ 施設整備費支援に関する事業の充実

- ・「30名まで」に限定していた、定員要件を撤廃

（対象：保育所緊急整備事業及び賃貸物件による保育所整備事業）

→ 従来、小規模な保育所の設置を促進するため、30名までとしていた定員要件を撤廃し、地域のニーズに応じた定員規模の整備を可能とする。

- ・「公的施設」に限定していた、地域の余裕スペース活用に当たっての要件を撤廃

（対象：保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業及び家庭的保育改修等事業）

→ 従来、地域の余裕スペースを活用するに当たっては、事業の安定性の観点から「公的施設」に限定していたが、事業の安定的な実施の観点から適当と判断される場合には、民間施設等の

活用も可能とする。

④運営費支援に関する事業（今年度、子育て支援交付金で実施している事業）の充実

・グループ型小規模保育事業の充実

緊急時の安全対策の充実や家庭的保育者間の相互協力・連携に関する調整を行う保育事業管理者（主任保育ママ）の配置のための経費を新たに補助。

[補助基準額]

保育事業管理者を配置しているグループについて、1グループ当たり月額6万円

・認可外保育施設運営支援事業の充実

事業実施のための準備等の経費として、施設の新設又は定員増を図る際の開設準備経費加算を新たに補助。

[補助基準額]

定員1人当たり7千5百円（定員増の場合は、増加した定員について加算対象）

なお、「プロジェクト」の趣旨は、待機児童解消の取組を促進させることであるため、認可外保育施設運営支援事業を実施することにより、既存の施策として実施していた地方単独事業の経費が削減される都道府県等におかれては、当該経費を保育所整備等の他の待機児童解消策に充て、待機児童の早期解消に向けた取組を着実に実施していただくようお願いする。

また、平成23年4月1日以降に開設した認可外保育施設への補助や、自治体から認可外保育施設への補助を新設した場合は、待機児童解消の効果が大きいことから、補助率が嵩上げとなるため、積極的に取り組んでいただきたい。

・地域型保育・子育て支援モデル事業を創設（後述）

（2）地域型保育・子育て支援モデル事業の創設について

子ども・子育て新システムにおいて実施することが検討されている地方版子ども・子育て会議（仮称）の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能な保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図ることとしている。

① 大都市モデル

待機児童を50人以上抱えるような人口集中地域においては、すでに実施しているグループ型小規模保育事業の実施に加えて、「小規模な

放課後児童クラブ（10人未満）」や「子育て親子の交流・相談事業」、「一時預かり事業」を組み合わせることで、職員間の連携・協力を図り、グループ型小規模保育事業の円滑な実施と一層の普及を推進することとしている。

② 一般市町村モデル

合併により市域が拡大した市町村などにおいては、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施するとともに、「子育て親子の交流・相談事業」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」、「一時預かり事業」の機能も併せ持つこととし、住民の多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模な保育事業の円滑な実施を図ることとしている。

ただし、中学校区内に保育機能（認可外保育施設を含む。）がなく、本事業の実施によって保育機能がはじめて担保されると判断される場合には、当該学区内に限り、小規模な保育事業（6人以上10人未満）の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施することにより、定員の下限を6人として差し支えない。

③ 地方版子ども・子育て会議

また、子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置し、本事業にかかる政策目標の設定、事業進捗管理、政策評価等を実施する。

（3）「プロジェクト」の留意点等について

「プロジェクト」参加等に当たっては、今年度と同様、以下の手続が必要であるので、ご留意願いたい。

① 待機児童ゼロ計画の策定

「プロジェクト」への参加を希望する市町村におかれては、内閣府から送付される「待機児童ゼロ特命チーム「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」の実施方針に基づく「待機児童ゼロ計画」について」に基づき、都道府県を通じてゼロ計画の策定・提出をお願いする。管内市町村への周知等についてご配慮願いたい。

なお、「プロジェクト」への参加については、可能な限り柔軟に対応したいと考えているので、年度途中において「プロジェクト」参加の希望が生じた場合は、その時点で個別にご相談願いたい。

② 「プロジェクト」事業のフォローアップについて

「プロジェクト」参加自治体については、事業実施年度終了後、内閣府より事業の実施状況についてのフォローアップを行う予定であるのでご承知おき願いたい。

2. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や病児・病後児保育事業等の多様な保育サービスについては、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成24年度予算（案）においても、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業の推進を図ることとしているので、積極的な取組をお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組ができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成24年度予算（案）において、家庭的保育補助者経費を増額し、家庭的保育事業の充実を図っている。

また、平成23年度第4次補正予算により「安心こども基金」の積み増しと延長を行い、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を行う「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者が自宅以外で保育を実施する場合の賃借料の補助を行う「家庭的保育賃借料補助事業」、家庭的保育者等の研修に補助を行う「家庭的保育者研修事業」を実施している。これらの事業を活用し、家庭的保育者の増加など、事業の推進に向けた積極的な取組をお願いする。

なお、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」によるグループ型小規模保育事業についても、家庭的保育事業と同様に安心こども基金の各事業の対象となっているため、基金の活用とあわせて、積極的な取組をお願いする。（関連資料2参照）

(2) 病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度までに延べ利用児童数200万人の数値目標を設定し、事業の拡充を進めているところである。都道府県・市町村におかれては、

地域のニーズに応えられるよう、実施か所数や受入れ児童数の増加などにより、引き続き、病児・病後児保育事業の推進に努めていただきたい。

また、平成23年度より、看護師等が病児・病後児の自宅を訪問し一時的に保育を行うとともに、その安全性、安定性及び効率性等について検証する「非施設型（訪問型）」を創設したところである。平成24年度も引き続き実施することとしているので、積極的な取組をお願いしたい。

（3）保育所運営費の改善について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図るとともに、平成24年度より、民間施設給与等改善費の勤続年数の算定にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び保健師又は看護師の病院等での勤務経験を算定できることとしている。

また、保育所運営費の弾力運用について、各種積立金の目的外使用をする場合等においては事前に所轄庁の承認を得ることとなっているが、設置主体が社会福祉法人の場合は理事会の承認で足りるとされている。先般、構造改革特区提案において、学校法人についても社会福祉法人と同様の取扱いとするよう提案があり、各自治体からの意見を踏まえ検討した結果、平成24年度より、全国において適用することとしたため、学校法人に対し周知を図っていただくとともに、適正な施設運営について指導をお願いしたい。

（4）いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスについて

地域包括ケアシステムの構築に資する取組の一例として、民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者や障害者、児童などに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供する取組が地域の創意工夫のもとに実施されているところである。（関連資料3参照）

こうした取組は、

- ・ 子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果
 - ・ お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面といった児童への効果
 - ・ 地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点になるという地域への効果
- という様々な効果が期待される。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を指定通所介護事業所等で運営する場合、介護保険給付に加え、所定の要件を満たせば

障害者自立支援法の自立支援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費の補助をそれぞれの制度から受けることも可能である。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取組や各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の普及促進を図られたい。

3. 東日本大震災への対応について

(1) 保育所の入所事務について

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）により、保育所入所の事務についても、避難元団体において処理することが困難な事務であるとして、避難先団体で処理することとされたが、この場合の入所手続きの事務については、避難先団体に住所地を置く住民と同様の取扱いをするようお願いしたい。

(2) 保育料の減免に対する支援について

東日本大震災に被災したことにより保育料の費用負担が困難であると各市町村で認められた場合には、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行い、災害の状況に応じた保育料の減免措置ができることとなっており、当該措置により生じた公費負担の増額分については、安心こども基金の「地域子育て特別支援事業 東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設措置費徴収金の減免に対する支援」が活用できることとしているが、平成24年度においても実施することとしたため、引き続き被災者への配慮をお願いしたい。

4. 年少扶養控除等の見直しに伴う保育料への影響について

保育所の保育料の算定にあたっては、前年の所得に対する所得税額等をもとに算出しており、平成23年からの年少扶養控除等の見直しにより、平成24年度の保育料から影響が生じることとなる。

年少扶養控除等の見直しに伴う保育料等への影響については、平成22年10月に、政府税制調査会の下「控除廃止の影響に係るプロジェクトチーム」の報告書で、扶養控除廃止の影響をできるだけ遮断する

方式で対応することとされた。

そのため、扶養控除見直し前の旧税額を計算し、それに基づいて保育料を算出する等により、今般の扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせない取扱いとするよう、平成23年7月15日に通知をしたところであるため、対応をお願いしたい。

また、当該取扱いにあたり保育料のシステム改修が必要な場合については、安心こども基金の「地域子育て特別支援事業 子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組」が活用できることとしている。

5. 地方分権改革（保育所関係）について

保育所の最低基準については、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分け、基本的には国の基準に基づき、地方自治体の条例で定められることとされた。この地方分権改革推進計画に基づき、所要の法律案が平成23年通常国会において成立したところである。

この法律に基づき平成23年10月7日に児童福祉施設最低基準を改正し、保育の質に大きく影響する保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室の設置及び自園調理等については「従うべき基準」とし、その他の事項については「参酌すべき基準」とした。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い大都市部の一部の地域に限り、平成26年度までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、これと異なる基準を定めることができることとなった。

これらを踏まえ、各自治体においては条例の制定等の準備をお願いしたい。（関連資料4参照）

6. 児童虐待の早期発見に係る取組の推進について

平成24年1月20日、「児童虐待の防止等に関する政策評価」の結果が総務省より公表され、児童虐待の早期発見に係る取組の推進方策の一つとして、保育所における速やかな通告の徹底について市町村に対し要請するよう勧告があったところである。

保育所については、従来より保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）において、「虐待が疑われる場合には、速やかに市町村

又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」とされているところである。そのため、同指針の趣旨をご理解の上、虐待が疑われる場合の速やかな通告の徹底について、管内市区町村及び保育関係者に広く周知を図るなど、ご協力いただくようお願いしたい。

7. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであるが、尊い命が失われる事故が発生している。

平成23年中に報告を頂いた死亡事故については、すべてが「睡眠中に保育士が異変を発見し、病院搬送後亡くなった」ものであった。平成22年度以前には「おやつ等をのどに詰まらせ、窒息し亡くなった。」等、睡眠中以外の事故も発生しているため、様々な場面での事故防止に向けた取組が必要である。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、事故の発生防止に努めるよう指導方願いする。

また、「保育所保育指針」（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）の「第5章 健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

なお、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により事故等が発生した場合の報告様式を定めているので、引き続き周知徹底を図るとともに迅速な報告をお願いする。

（参考）

○平成23年1月から平成23年12月までに厚生労働省に報告があった事故件数89件

	負傷			意識不明	死亡	計
	骨折	火傷	その他			
認可保育所	57	1	8	1	2	69
認可外保育施設	4	1	3	0	12	20

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

8. 保育士の再就職支援について

待機児童の解消に向けて、保育所の新設や受入児童数の増加を行うためには、保育士の確保が必要となる。平成21年度に厚生労働省の委託事業により実施した保育士需給調査では、平成29年度末に約7万4千人の保育士が不足すると報告されている。

保育士不足への対策として、保育士資格を有しているが保育士として働いていない「潜在保育士」の活用が求められている。厚生労働省では、平成23年度に保育士再就職支援事業として、潜在保育士の活用に向けた調査、再就職に必要な研修プログラム作成及び都道府県等を対象に説明会を実施した。

保育士再就職支援事業の報告書（後日、各都道府県等に配付予定）には、「保育人材バンクの設置」、「再就職支援研修の実施」といった自治体が主体となる取組や、「潜在保育士を有効活用するための勤務シフト作成」などの保育所の取組を掲載している。報告書には、76%の自治体が「保育士が不足している」と認識しているが、保育士の再就職支援を実施している自治体は22%という調査結果が示されている。報告書の活用等により、潜在保育士や保育所を対象とした説明会を実施するなど、再就職支援策に取り組みられるようお願いする。

なお、報告書に記載されている、再就職支援研修や再就職支援コーディネーターの配置については、安心こども基金の対象事業となっているため、基金を活用し、事業を進められたい。

9. 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、平成22年4月1日現在の保育所の耐震化率は67.5%となっており、一層の耐震化の促進が必要な状況である。また、耐震化診断が必要な昭和56年以前の施設のうち、診断実施率はその半数以下（48.3%）に留まっている。

また、各都道府県等における取組は大きな格差が生じていると同時に、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は65.8%、私立保育所68.9%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供等を通じて、保育所の耐震化の促進に努められたい。

なお、耐震化工事を含む保育所の施設整備費については、平成23年度第4次補正予算で積み増し・延長を行った安心こども基金で、引き続き支援を行うこととしている。私立保育所で耐震化が必要な場合には、安心こども基金を十分に活用し、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、耐震診断に要する費用については、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。(関連資料5参照)

(参考)「住宅・建築物安全ストック形成事業」に関する照会先
国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室
03-5253-8111 (内線39663)

10. 保育園サーベイランスについて

平成22年4月、国立感染症研究所感染症情報センターにおいて、「保育園欠席者・発症者情報収集システム(保育園サーベイランス)」が開発された。

本システムの活用は、保育所及び市区町村等での感染症等の発生状況の早期把握・早期対応に有効であると考えられることから、各都道府県においても、別添の資料を参照の上、ご活用を検討いただくとともに、管内市区町村及び保育所関係者に広く周知を図るなど、ご協力願いたい。(関連資料6参照)

[保育課・幼保連携推進室：関連資料]

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の拡充強化について

○「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算での「安心子ども基金」の積み増し・延長に伴い、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとし、事業内容の拡充強化を図る。

平成23年度

待機児童10人以上の自治体で実施

拡充強化

平成23年度第4次補正予算

待機児童がいる全ての自治体で実施

【実施内容】

- 保育所緊急整備事業
 - ・保育所を整備する際の補助率高上げ
 - ・土地借料の補助の創設
- 賃貸物件による保育所整備事業
 - ・賃貸物件を活用する際の補助率高上げ
- 家庭的保育改修等事業
 - ・家庭的保育を実施する場合の賃貸料・改修費等の補助率の引上げ

(施設整備費支援)
【安心子ども基金】

【安心子ども基金】の中で一体的に実施

【実施内容】

- グループ型小規模保育事業
 - 複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業
- 認可外保育施設運営支援事業
 - 最低基準を満たす認可外保育施設に対する運営費補助

(運営費支援)
【子育て支援交付金】

【施設整備費支援の充実】

- 保育所緊急整備事業
 - 左記に加え、
 - ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
 - ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」
- 賃貸物件による保育所整備事業
 - 左記に加え、
 - ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
 - ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」

○家庭的保育改修等事業

- 左記に加え、
- ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」

【運営費支援の充実】

- グループ型小規模保育事業
 - ・左記に加え、緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者（主任保育ママ）の配置のための経費を補助
- 認可外保育施設運営支援事業
 - ・左記に加え、事業実施のための準備等が可能となるよう開設準備経費（人件費等）を補助

○「地域型保育・子育て支援モデル事業」の創設

市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、各市町村に子育て当事者が参画し、政策効果の検証や事後評価を行う「地方版子ども・子育て会議」を設置。

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の改善について

- 待機児童解消の取組を加速させるため、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」について、自治体が一層活用しやすくなるよう、平成23年度第4次補正予算において以下の改善を図る。

「プロジェクト」参加に当たっての要件緩和

- 「待機児童10人以上の自治体」 → 「待機児童がいる全ての自治体」に対象拡大。
- 「プロジェクト」に参加するためには、「プロジェクト」事業を複数実施する必要があるところを、1事業の実施でも参加可能とする。(予定)

事業の充実に関するもの

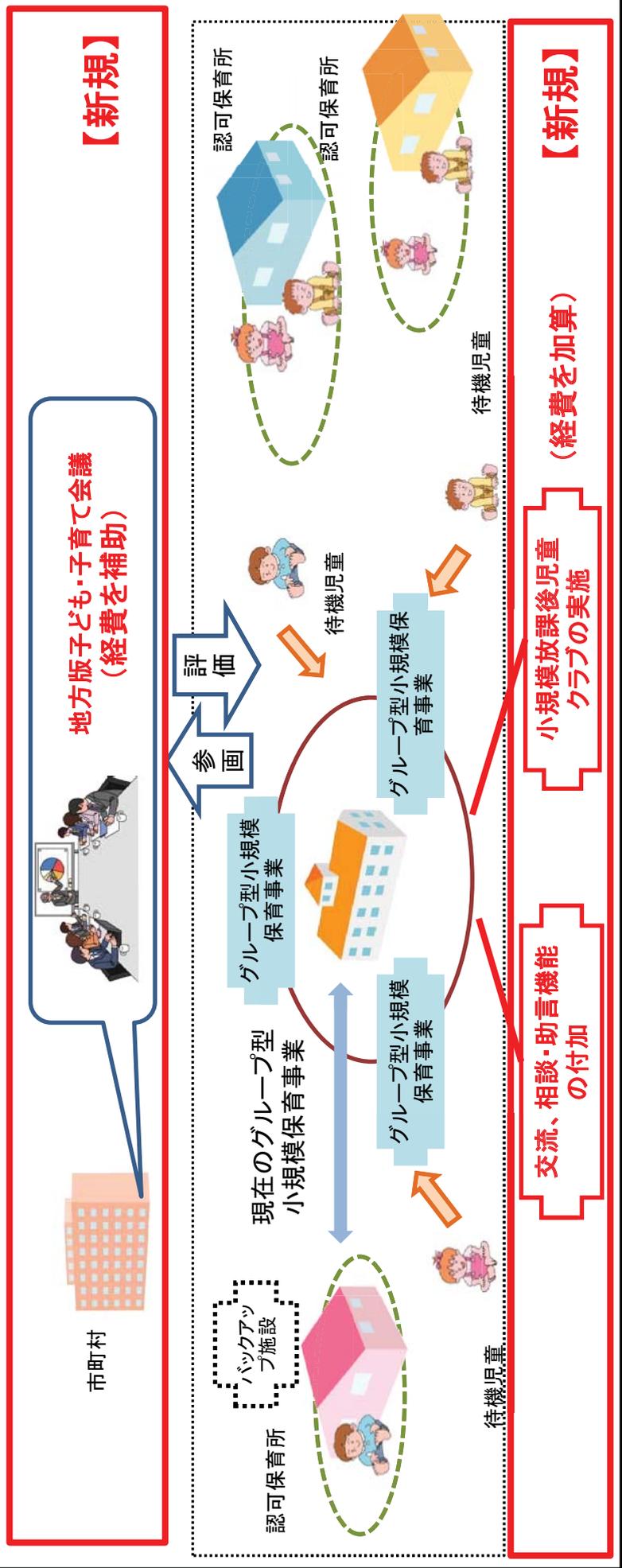
- 施設整備費支援事業について、「30名までとしていた定員要件」及び「公的施設に限定していた地域の余裕スペース要件」を撤廃。
- 「グループ型小規模保育事業」について、緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者(主任保育ママ)の配置経費を新たに補助。
- 「認可外保育施設運営支援事業」について、事業実施のための準備等が可能となるよう開設準備経費を補助。(新規開設の場合だけでなく、既存施設が定員増を図る場合にも加算を可能。)
- 小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応する「地域型保育・子育て支援モデル事業」を創設。

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

【大都市モデル】（待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定） ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えたくも、新たに配置された職員との連携・協力により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。
 - ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
 - ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」（10人未満）を併せて設置するのに必要な経費

＜イメージ＞



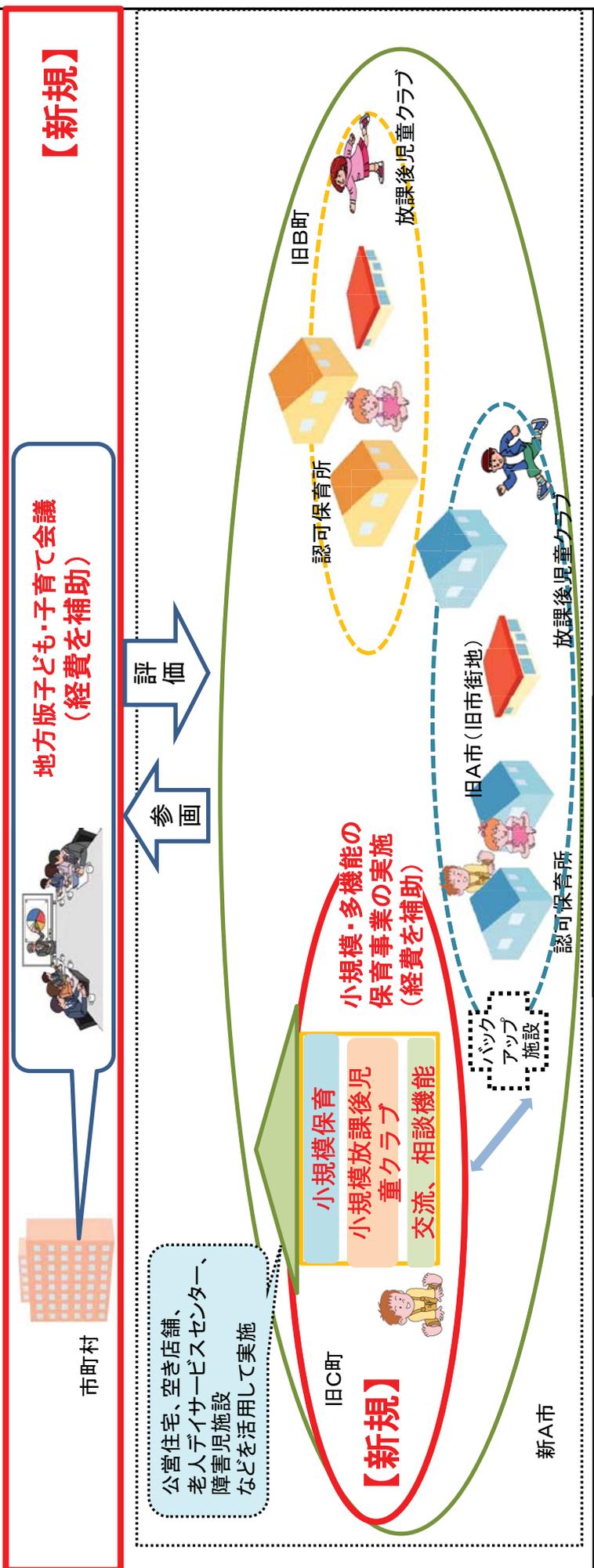
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスなどの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせるとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

＜イメージ＞



(参考)待機児童の解消について

【保育所待機児童の概要】

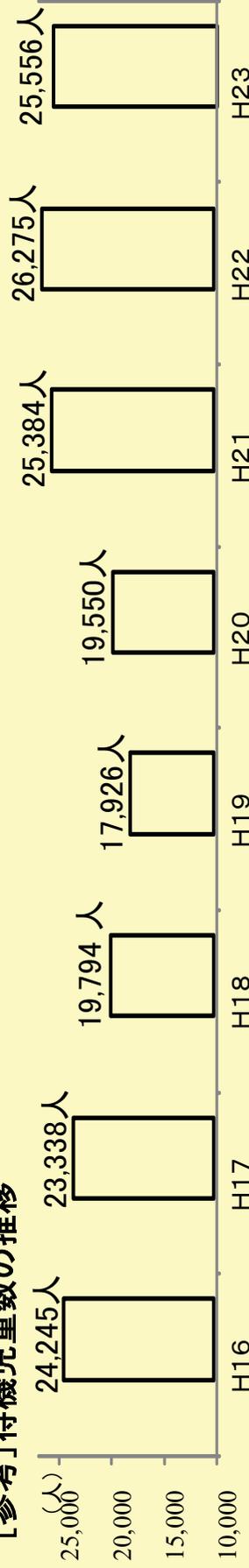
○ 平成23年4月1日現在の待機児童数は2万5,556人。

(注) 東日本大震災の影響により調査を実施できなかった岩手県、宮城県及び福島県内の8市町を除いた数。

○ 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づき、保育所定員の大幅な増加を図ったことから、4年ぶりに減少。(前年比△719人) ※平成23年4月1日の定員は前年比46,503人増加、利用児童は前年比42,837人増加。

○ しかし、依然として多くの子どもの受入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題。

【参考】待機児童数の推移



【待機児童数の多い自治体】(待機児童数100人以上)

自治体名	待機児童数
1 愛知県 名古屋市	1,275
2 神奈川県 横浜市	971
3 北海道 札幌市	865
4 神奈川県 川崎市	851
5 福岡県 福岡市	727
6 東京都 世田谷区	688
7 東京都 練馬区	564
8 宮城県 仙台市	498
9 沖縄県 那覇市	493
10 東京都 足立区	485
11 兵庫県 神戸市	481
12 東京都 八王子市	468
13 神奈川県 相模原市	460
14 東京都 町田市	435
15 大阪府 堺市	431
16 東京都 大田区	396

自治体名	待機児童数
17 大阪府 大阪市	396
18 千葉県 千葉市	350
19 東京都 板橋区	341
20 兵庫県 西宮市	279
21 沖縄県 宜野湾市	278
22 沖縄県 浦添市	274
23 東京都 江東区	273
24 東京都 江戸川区	272
25 東京都 港区	265
26 千葉県 市川市	259
27 神奈川県 藤沢市	254
28 東京都 府中市	252
29 東京都 調布市	225
30 東京都 東村山市	222
31 沖縄県 沖縄市	213
32 広島県 広島市	210

自治体名	待機児童数
33 東京都 三鷹市	197
34 東京都 西東京市	194
35 大阪府 東大阪市	192
36 神奈川県 茅ヶ崎市	175
37 沖縄県 うるま市	173
38 東京都 多摩市	172
39 東京都 豊島区	171
40 大阪府 茨木市	165
41 沖縄県 糸満市	156
42 千葉県 柏市	154
43 千葉県 船橋市	152
44 東京都 葛飾区	145
45 埼玉県 さいたま市	143
46 東京都 中野区	135
47 大阪府 高槻市	134
48 東京都 小平市	133

自治体名	待機児童数
49 東京都 渋谷区	128
50 北海道 旭川市	128
51 東京都 日野市	122
52 東京都 立川市	119
53 山形県 山形市	118
54 東京都 京都市	118
55 埼玉県 朝霞市	116
56 東京都 小金井市	115
57 静岡県 浜松市	115
58 沖縄県 八重瀬町	111
59 東京都 東久留米市	107
60 東京都 墨田区	104
61 東京都 武蔵野市	104
62 埼玉県 川口市	103
◎ 合計(待機児童100人以上)	18,650

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための措置として創設)

子ども・子育てビジョン等により、家庭的保育の拡充が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(22年度実績(交付決定ベース)【保育ママ数】448、【利用児童数】1,535(【参考】地方単独施策【保育ママ数】1,064、【利用児童数】2,395))

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手が少ない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加・俸給の引上げ等)

改善内容(平成21年3月以降)

- ・個人実施型の対象児童を3歳未満から就学前に引上げ
- ・保育者自身が養育する児童がいないこととする要件撤廃
- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育支援者の配置基準の引下げ
- ・家庭的保育補助者経費を創設
- ・家庭的保育の実施者にNPO法人等を追加

平成24年度予算案

予算額：2,546百万円(H23予算3,501百万円)
対象児童数：10,000人

- ・家庭的保育者：約52,000円(月額)
- ・連携保育所：約200万円(年額)
- ・家庭的保育支援者：約450万円(年額)
- ・家庭的保育補助者：約26,000円(月額)※H24に増額

事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)により、家庭的保育事業を法定化(平成22年4月1日施行)
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第150号)及び「家庭的保育の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、実施基準及びガイドラインを策定

「安心子ども基金」子育て支援交付金における対応

- 平成20年度補正予算で都道府県に設置された「安心子ども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
- ・平成21年第2次補正予算により実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件により基準額の増及び補助率の嵩上げ
- ・平成22年度補正予算により、安心子ども基金を積み増し、賃借料の高上げ等を行う。
- ・平成23年度より「子育て支援交付金」において、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を開始。
- ・平成23年度補正予算において、安心子ども基金の積み増し、「グループ型小規模保育事業」を基金事業とするとともに、緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する費用を新たに加算している。

宅幼老所(地域共生型サービス)の推進について

【宅幼老所(地域共生型サービス)とは】

- 小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障害者や子どもなどに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組。
- 通い(デイサービス)のみから、泊まり(ショートステイ)や訪問(ホームヘルプ)、住まい(グループホーム)等の提供も行うなどサービス形態は地域のニーズに応じて様々に設定。

【事業の理念】

「誰もが地域でともに暮らす」(共生)を重視 選択の自由

- 家族のように過ごせる第二の我が家
- 近所の家に遊びに行く感覚
- いつでも誰でも受け入れ可能

【事業の実施形態】

- 小規模： 例えば、利用定員10～20人程度
- 多機能： 高齢者、障害者(児)、子どもなどを対象
- 地域密着： NPO等多様な主体による参画
(住民にとって身近な主体の参入)

【事業の効用】

宅幼老所(地域共生型サービス)の効用

① 高齢者にとって

子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進

乳幼児が机の角にぶつからないように、お年寄りが手で角を覆うぐさがあります。
お年寄りがこのような生活のなかで頭を動かしたり、体を動かしたりすることが本当のリハビリだと思います。

味噌汁を蓋付のおわんで出したとき、痴呆のあるお年寄りは自分の蓋は取れませんが、隣の子どもの蓋ならとれるのです。
自分で役立とうと思っ
ているのです。



② 児童にとって

お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面の効果



③ 地域にとって

地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

介護保険法
（介護報酬）

宅幼老所

児童福祉法
（事業費補助金等）

空き店舗を活用した子育て
支援、高齢者交流施設の設
置・運営事業の申請も可能。

たとえば...

◇通所介護（デイサービス）

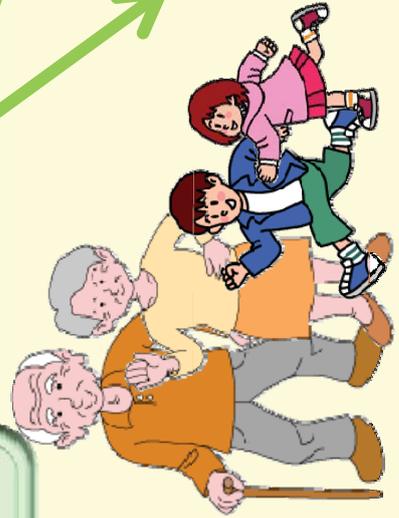
要介護状態となった高齢者が、可能な限りその居宅において日常生活を営めるよう、日常生活上の世話と機能訓練を提供する事業

たとえば...

◇小規模多機能型居宅介護

要介護状態となった高齢者に、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、通い・宿泊・訪問サービスを組み合わせ、日常生活上の世話と機能訓練を提供する事業

障害者自立支援法
（自立支援給付等）



たとえば...

◇一時預かり（地域密着Ⅱ型）

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、就学前児童を一時的に預かる事業

- 整備費補助 約700万円（国費）
- 運営費補助 約24万円（年額；国費）〔年間延べ利用児童数25人以上300人未満の場合〕

たとえば...

◇保育所の分園

認可保育所の設置が困難な地域において中心保育所と一体的な運営を行う施設（定員は原則30人未満）

- 整備費補助（私立のみ） 約5,000万円（国費）
- 運営費補助（私立のみ） 約1,200万円（年額；国費）〔整備費、運営費ともに定員30人の場合〕

たとえば...

◇家庭的保育事業

保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者（保育ママ）が、自身の居宅等において少数の乳幼児を保育する事業

- 改修費補助 約100万円（国費）
- 運営費補助 約200万円（年額；国費）〔子ども5人の場合〕

たとえば...

◇地域型保育・子育て支援モデル事業

地方版子ども・子育て会議の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブ等を組み合わせた多機能な保育を実施する事業

- 改修費補助 100万円（国費）
- 運営費補助 670万円（年額；国費）〔一般市町村モデル（小規模保育10人以上）の場合〕



地方分権改革（保育所関係）について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 → 衆議院で継続審議 → 第177回通常国会で成立（平成23年5月2日公布）。

○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成23年3月11日閣議決定）を、第177回通常国会に提出、成立（平成23年8月30日公布）。

○ 義務付け・枠付けの見直し（平成23年11月29日閣議決定）

保育所の情報提供は、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても法的義務が充足される。（児童福祉法第24条5項） ※法改正事項ではない

保育所の居室面積の特例の対象範囲について

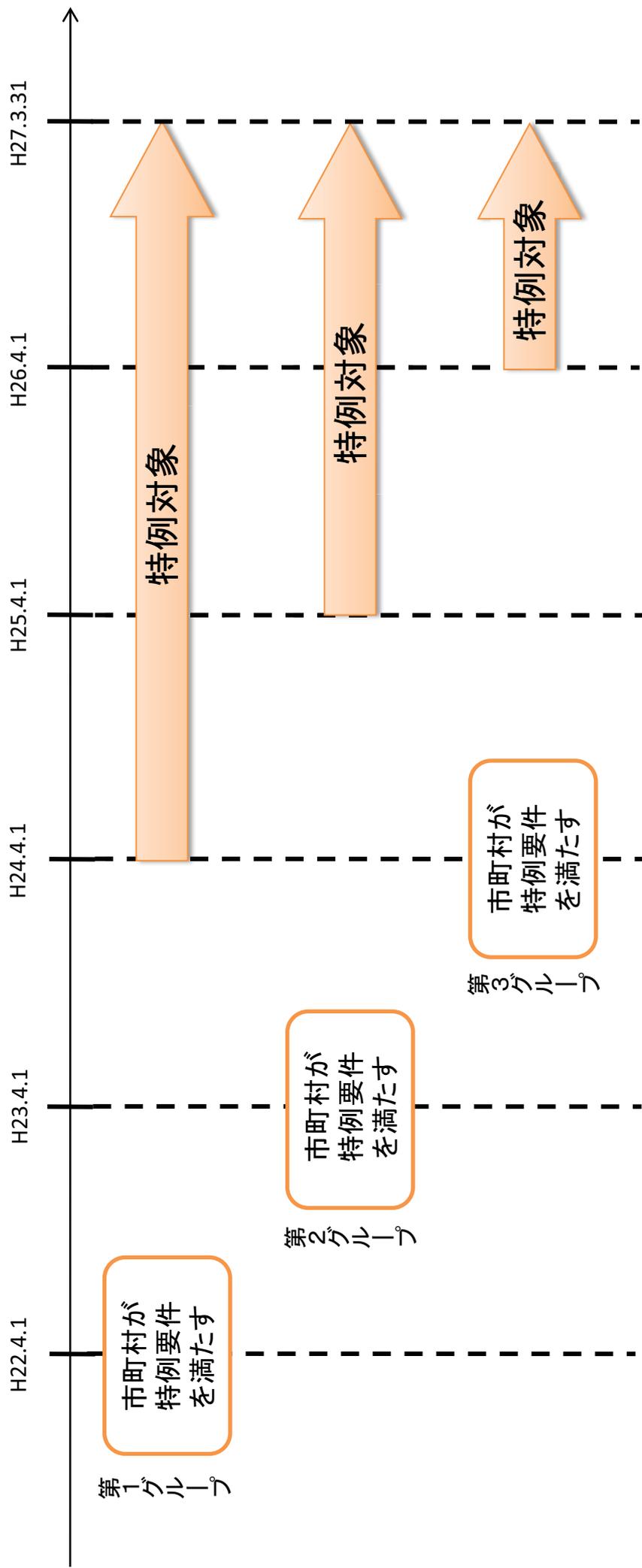
条件	待機児童数 100人以上 (特定市町村の2倍) 平均地価 三大都市圏平均以上
全国割合	待機児童の40.1% 就学前児童の16.4%
対象市区町村数	35市区町村
	埼玉県 さいたま市、川口市
	千葉県 市川市
	東京都 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
	神奈川県 横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
	京都府 京都市
	大阪府 大阪市
	兵庫県 西宮市

※ 特定市区町村…児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育計画の策定が義務づけられている市区町村

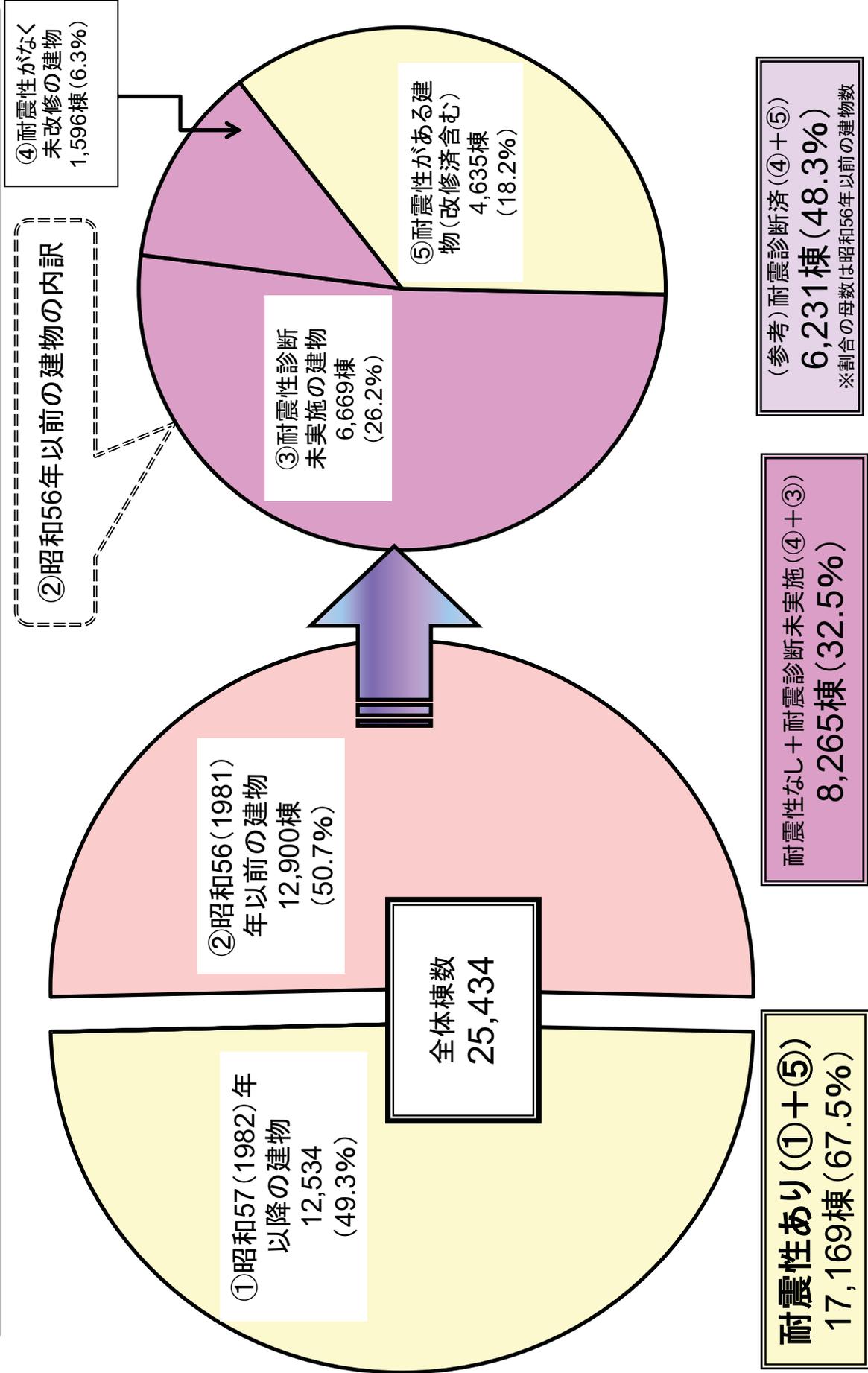
※ 待機児童数は平成22年4月1日時点、平均地価は平成22年1月1日時点

保育所の居室面積の特例の認定と期間について

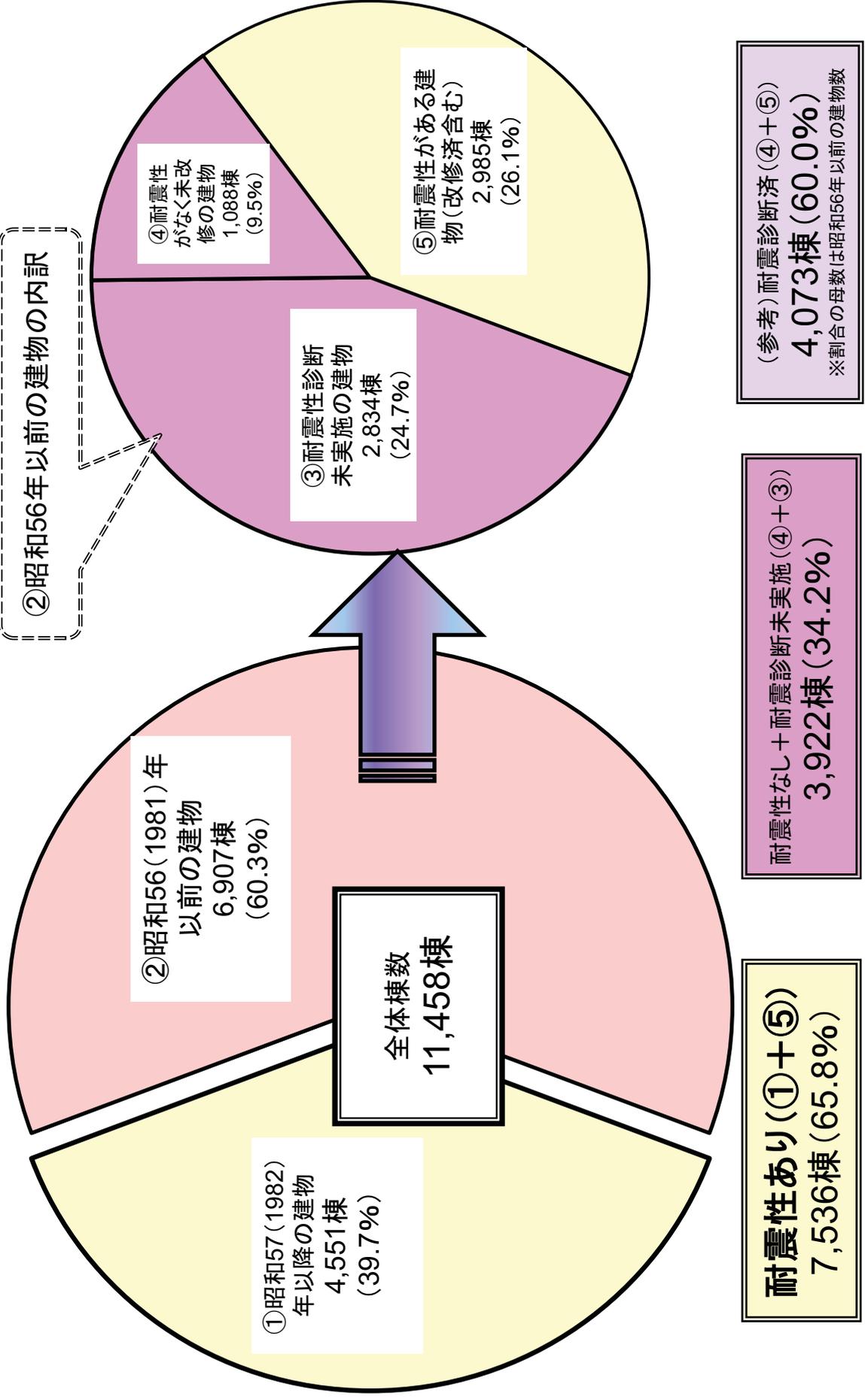
- 特例措置の前々年の4月1日現在で、特例要件を満たす市町村を特例措置の対象とする。
- いずれかの年に特例要件を満たした市町村については、特例期間の終了までの間、特例要件を満たさなくなった場合についても、特例措置の対象から除外しない。



平成22(2010)年 保育所の耐震化の状況

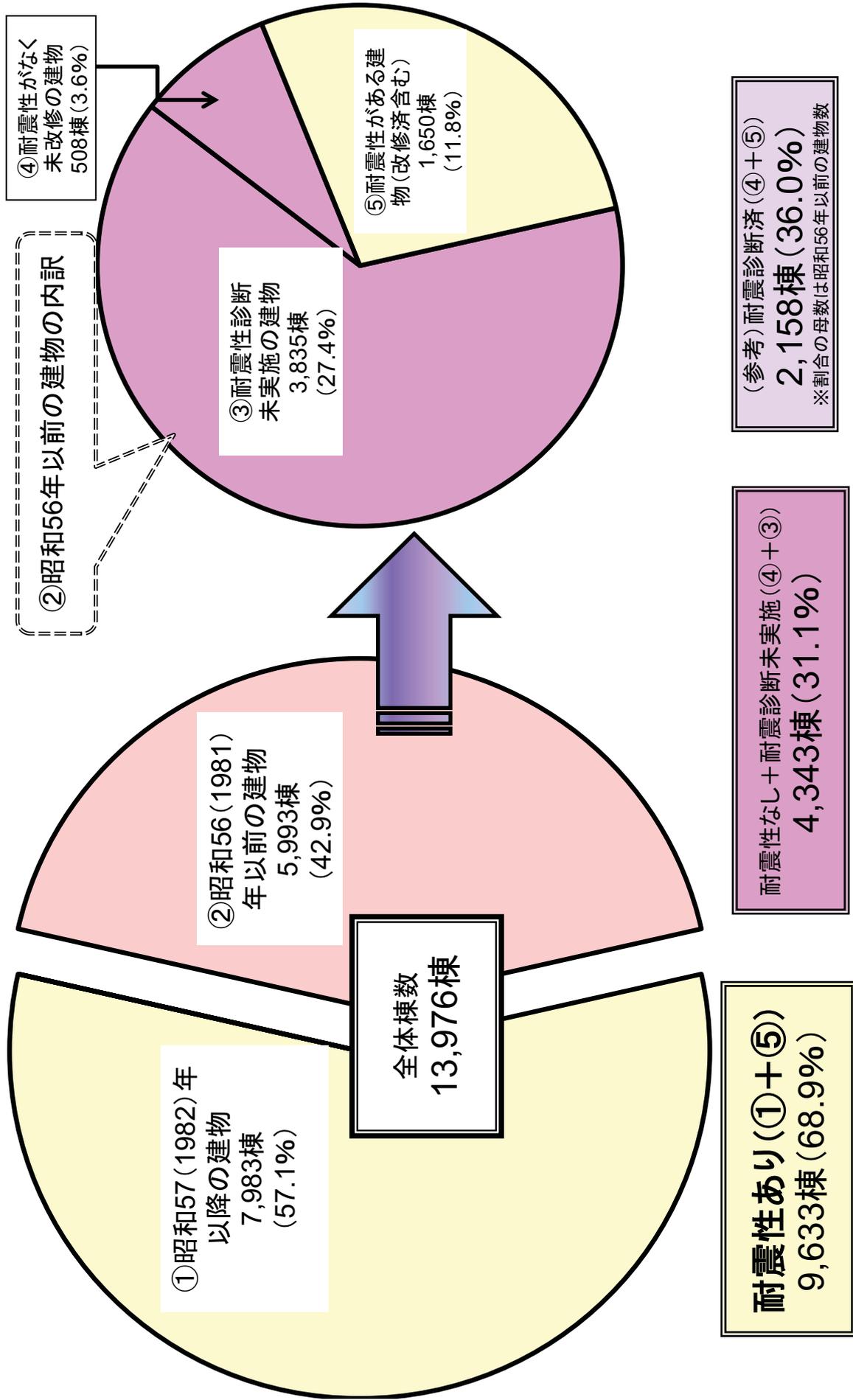


平成22(2010)年 公立保育所の耐震化の状況



※調査対象は木造及び非木造であり、2階以上又は延べ床面積が200㎡を超える建物

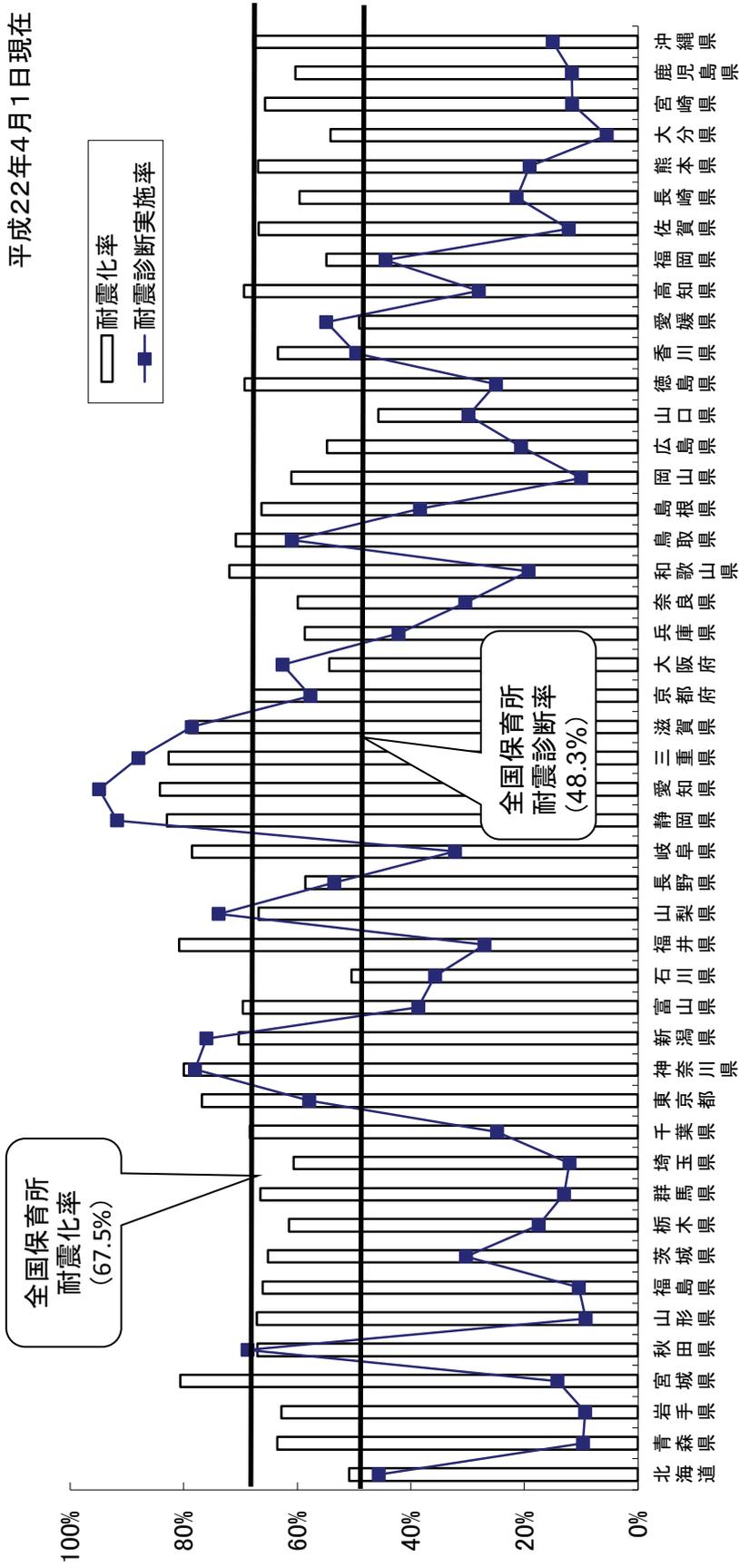
平成22(2010)年 私立保育所の耐震化の状況



※調査対象は木造及び非木造であり、2階以上又は延べ床面積が200㎡を超える建物

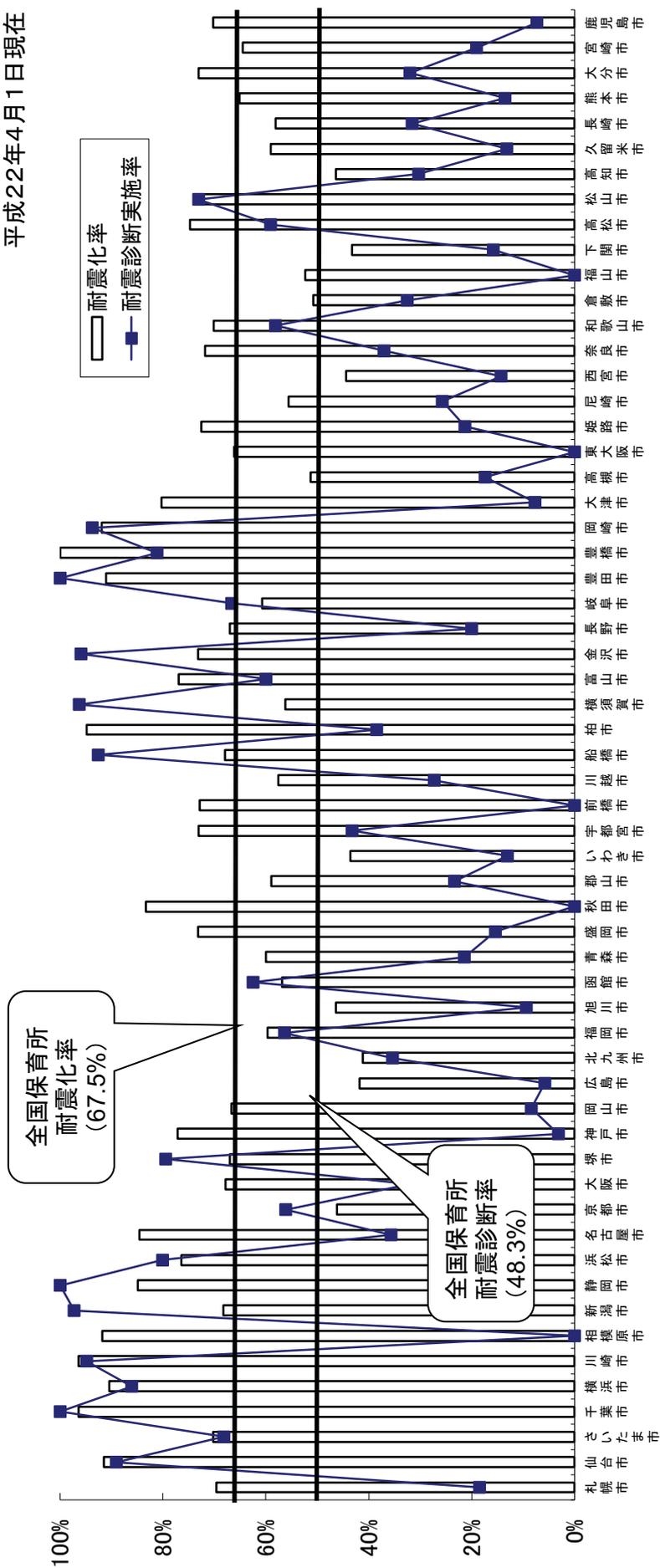
保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成22年4月1日現在



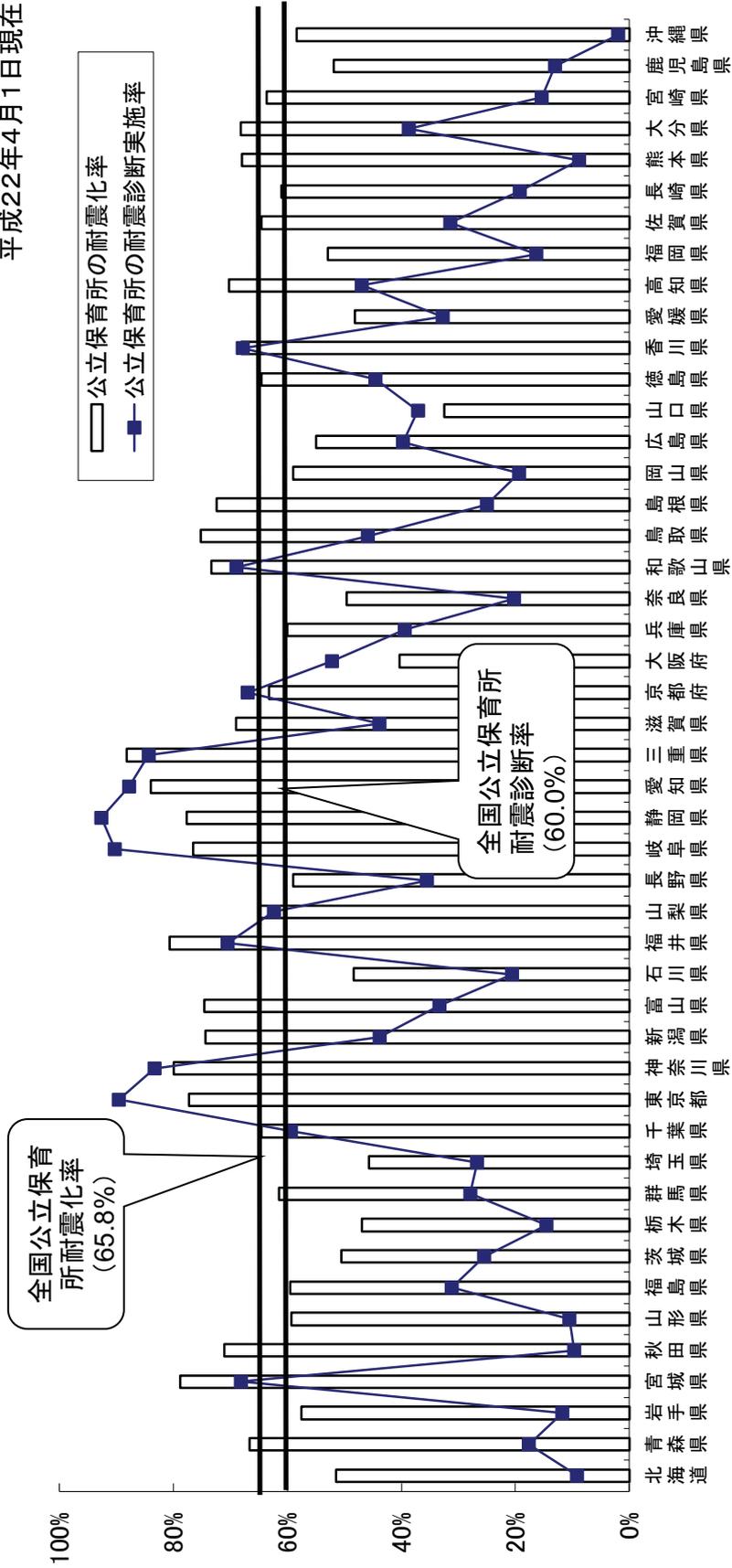
保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成22年4月1日現在



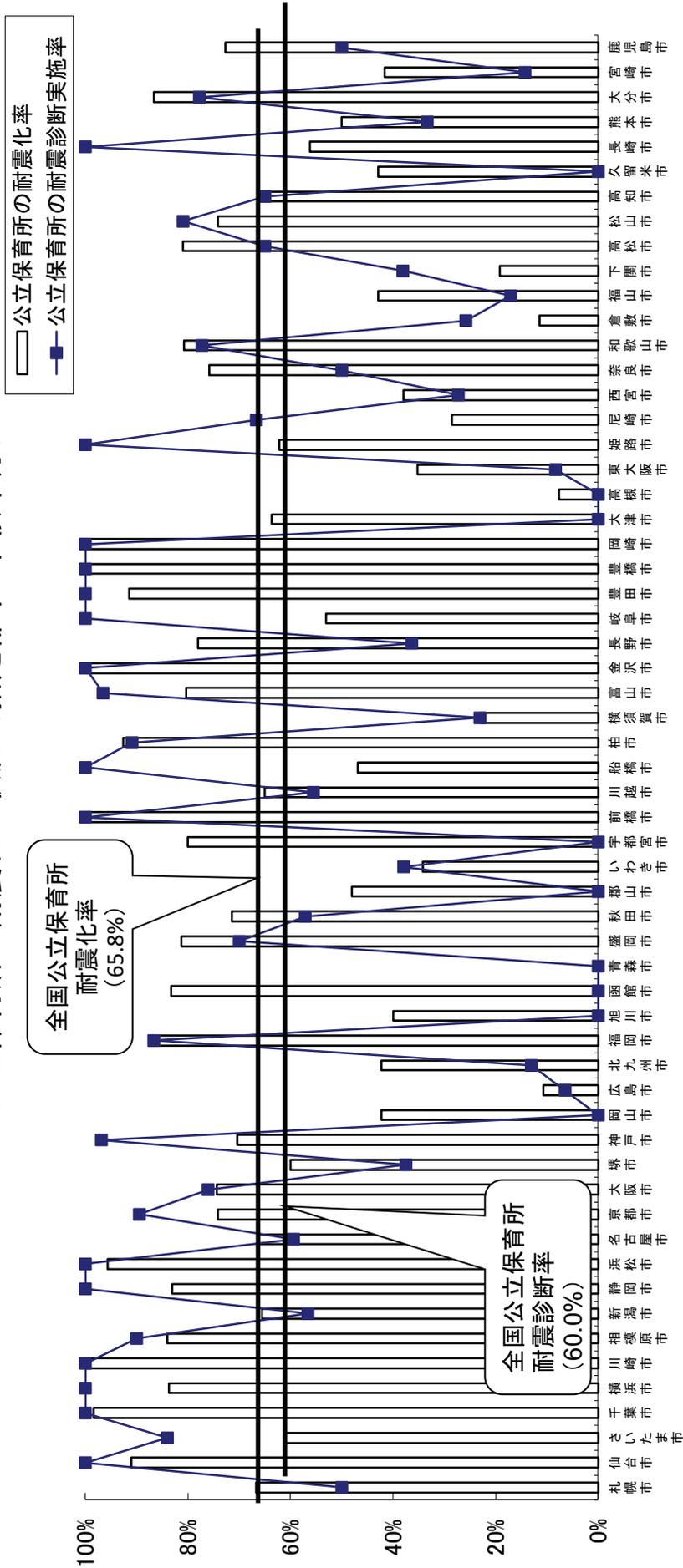
公立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成22年4月1日現在



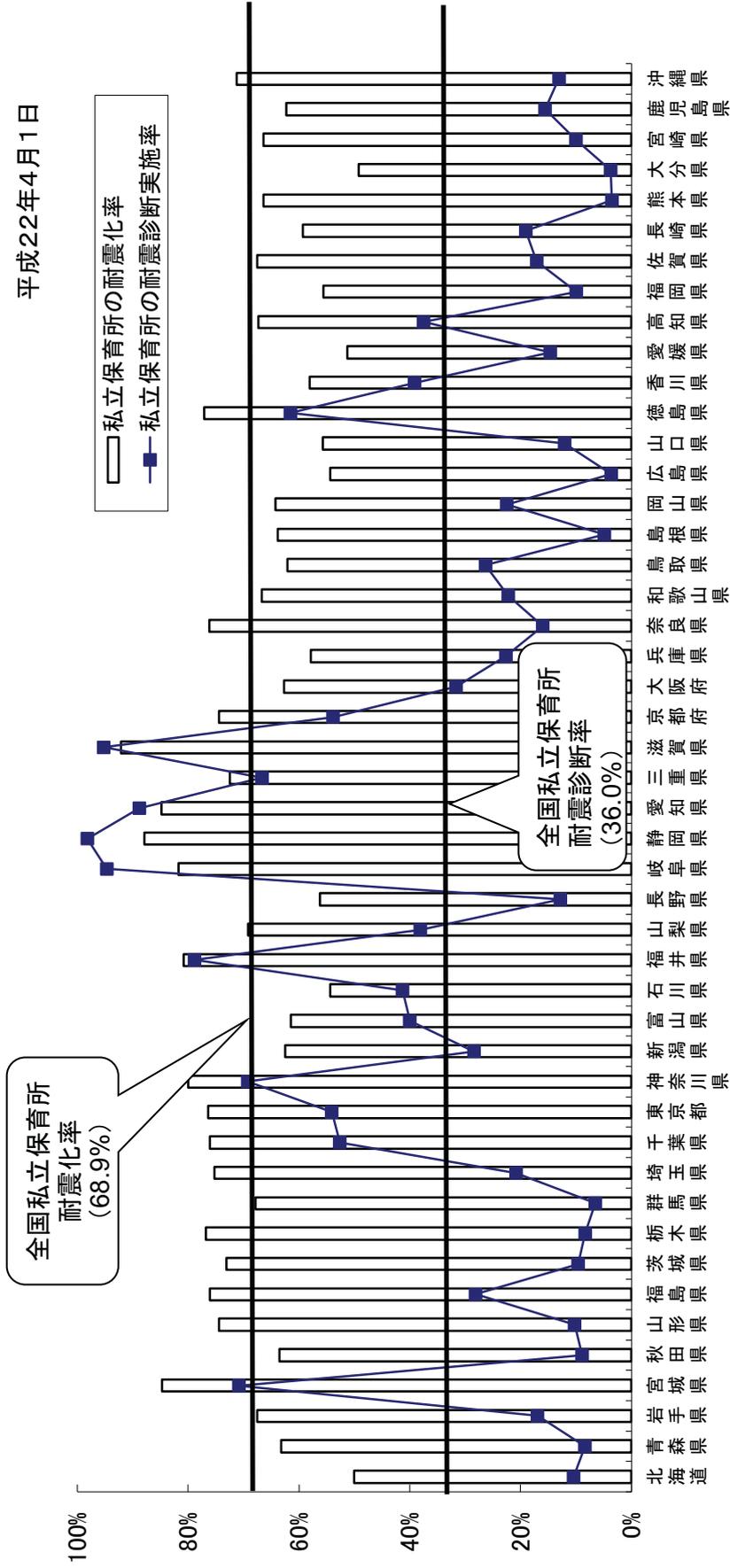
平成22年4月1日現在

公立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>



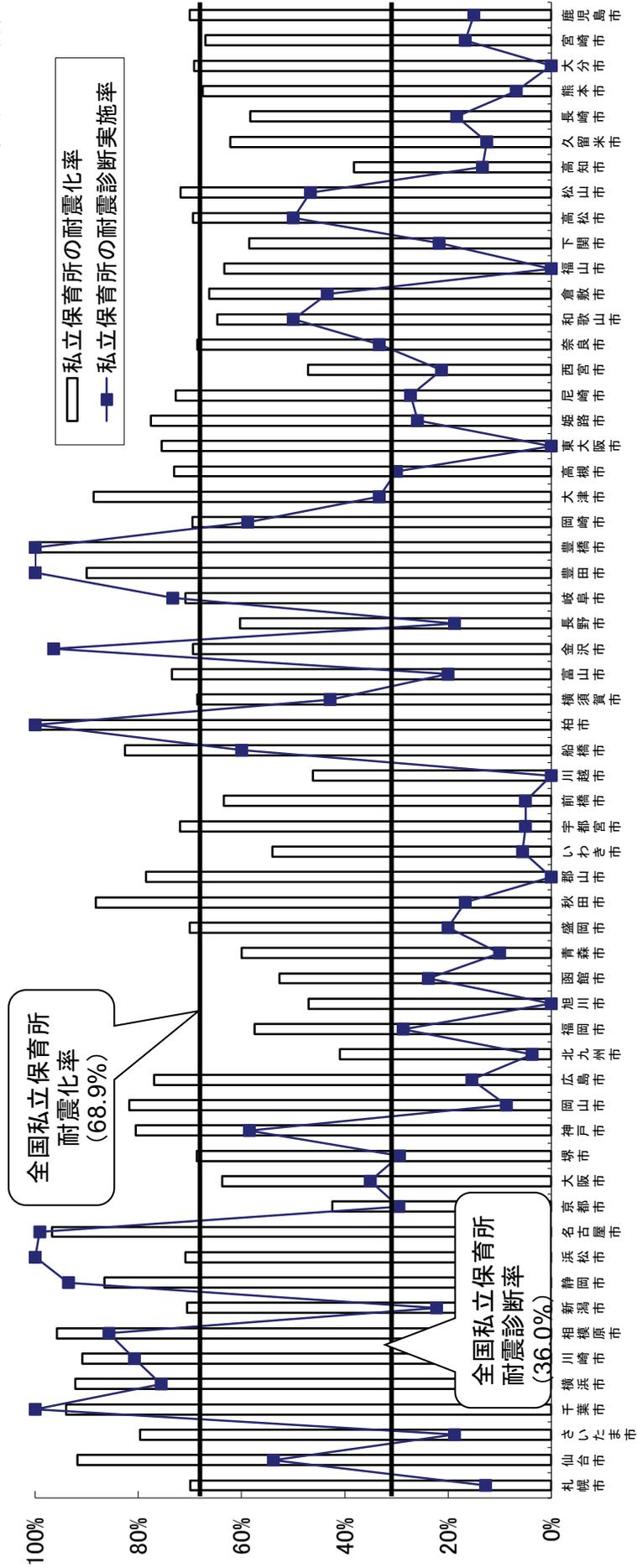
私立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成22年4月1日



私立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成22年4月1日現在



住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省所管）の概要

～児童福祉施設等の耐震化診断に要する費用に対する補助～

○ 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金のメニューとして実施可能です。

(1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断

(2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)

○ 国費率(建築物の場合)

地方公共団体が実施する場合

国:1/3、地方:2/3

地方公共団体以外が実施する場合

国:1/3、地方:1/3、所有者等:1/3

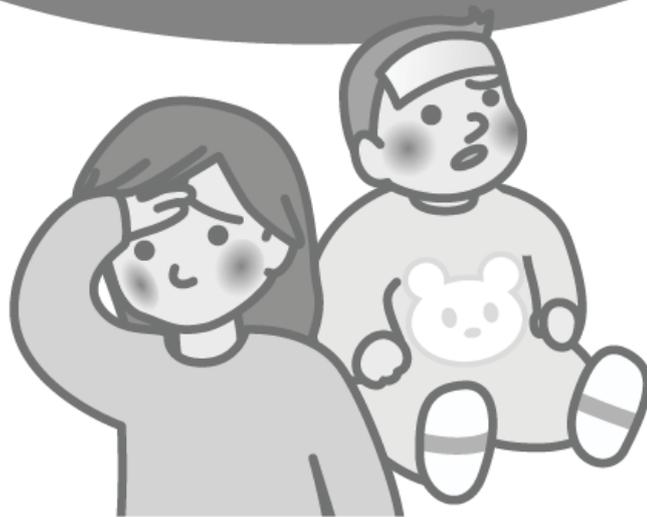
※この他に補助限度額がある。

1千㎡まで :2,000円/㎡

1千㎡～2千㎡まで:1,500円/㎡

2千㎡～ :1,000円/㎡

保育園 サーベイランス



国立感染症研究所
感染症情報センター

保育園サーベイランス(保育園欠席者発症者情報収集システム)とは 国立感染症研究所感染症情報センター

保育所(園)は、感染症に対する感染経験が少なく、体力もまだ十分ではない乳幼児が、毎日長時間に渡って集団生活をしている場であり、インフルエンザ、ノロウイルスをはじめ様々な感染症が日常的に集団発生を繰り返しているといっても過言ではありません。保育現場は日々感染症との闘いであり、関係者の方々は悩み、努力されていることと思われまます。しかし、感染症の集団発生が起ってしまった後で初めて気がついて慌てても、その対応には多大の労力が必要ですし、いかに頑張っても、子ども達の健康被害の発生を減らす効果は少ないと言わざるをえません。

2010年4月、国立感染症研究所感染症情報センターでは、感染症による子ども達の健康被害を軽減することを目的として、「保育園の日々の感染症の情報を地域内の保育園の関係者間でリアルタイムに共有するシステム(保育園サーベイランス)」を開発しました。このシステムを活用することによって、職員や保護者へも正確で適切な情報を提供でき、もちろん園医さんも常に状況を把握できるようになります。また、自治体を中心として地域単位で導入されている場合は、自分の保育園の情報を迅速に客観的に把握できるようになる事はもちろん、地域の最新の感染症の状況を共有することによって、次にどんな感染症が流行するか予想して準備できるようになります。これらのことによって、感染症が園に入りこんだ場合でも、これまでとは違ってすぐに適切な対応をとることができ、結果的に流行による子ども達の健康被害を最小限に食い止めることが可能となるでしょう。

保育園サーベイランス実施の最終の目的は、集団生活を送っている子ども達を感染症からできる限り護ることですが、これが正に小児の集団生活施設を流行の中心とする地域内の様々な感染症の流行対策に直結していると私共は考えています。保育園サーベイランスシステムという「鍵」を使って地域の感染症情報を関係者間で共有すると共に、担当者がそれぞれレベルアップすることが各保育所(園)のみならず地域の感染症対策を高める(扉を開ける)ことになることは是非認識していただければ幸いです

■ 保育園 3903園(2011年11月15日現在) 13万4995人

市町村単位での導入: 越谷市・玉野市(私立も)・泉佐野市(私立も)・藤沢市・花巻市(私立も)・春日部市・深浦町・鳩ヶ谷市・志木市・東広島市(私立も)・木津川市(私立も)・東海市・堺市・甲斐市・我孫子市・豊明市・松山市・常滑市・長浜市・東大和市・稲城市・長門市・松前町・所沢市・四国中央市・喜多方市・宮崎市・府中市・和歌山市・金沢市・市川市・尾道市・須崎市・神戸市(私立のみ)・世田谷区・和光市・吹田市・大阪狭山市・海田町・美濃加茂市・宝塚市・白井市・九重町・中野区・館山市・薩摩川内市・江別市・名古屋市(私立)・藤枝市
県単位での導入: 新潟県(一部)・佐賀県(一部)・三重県(一部)・茨城県・(岩手県)

■ 学校 14373校(全学校の32%)(2011年11月15日現在) 210万509人

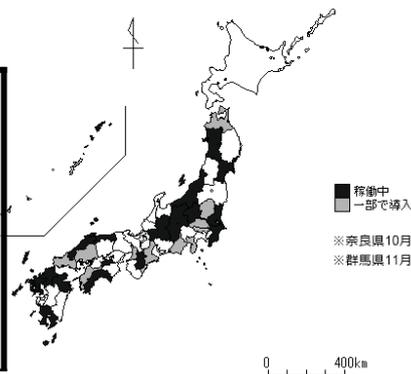
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援)

全県での稼働:

鳥取県・岐阜県・島根県・香川県・新潟県・茨城県・佐賀県・千葉県・宮城県(仙台市除く)・長崎県・福岡市・長野県・大分県・高知県・堺市・秋田県・鹿児島県・群馬県・奈良県
一部地域での稼働:

東京都(都立、中野区)・埼玉県(所沢市)・栃木県(小山市)・愛媛県(松前町)・四国中央市)・青森県(十和田市)・静岡県(県立の一部)・三重県(私立、一部市町村から稼働で全県へ)・大阪府(大阪狭山市)・広島県(熊野町)・尾道市・東広島市)

調整中で近日実施予定: 奈良県・群馬県・(岩手県)



保育園の活用について

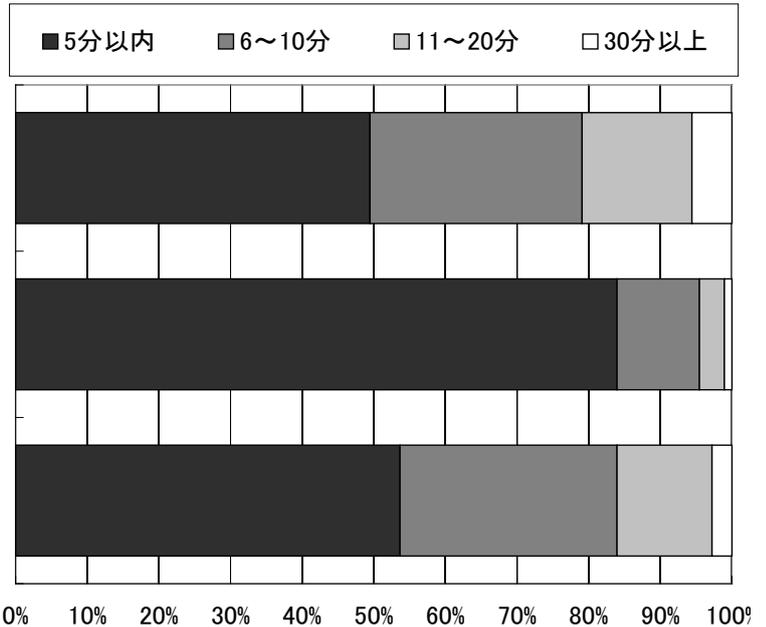
保育園サーベイランスを導入している保育園に、2011年8月に調査を実施し287施設より回答を得ました。回答者は、管理職(園長、主任等)122人、看護師116人、保育士29人、事務職16人、その他4人でした。自治体単位で実施されているのが221施設(77%)で、単独での実施が66施設でした。

入力にかかる時間はどの程度ですか？

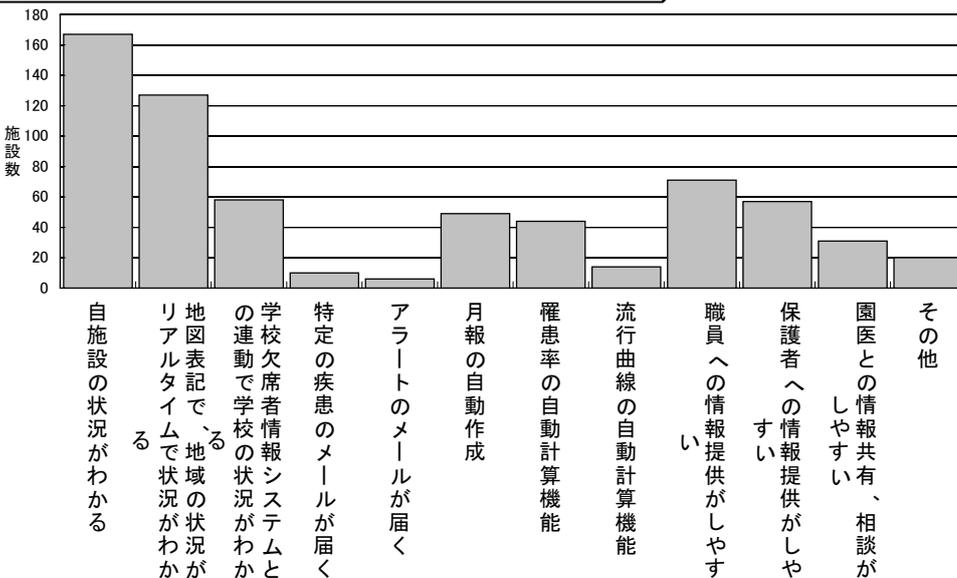
「5分以内」という保育園は、導入当初は半数ですが、使い始めると、およそ8割になります。入力が慣れてくると、短い時間でできるようです。

欠席者が多い時期でも、5分以内、6～10分が8割です。

欠席者の多かった時期



システム利用で役立つことは何ですか？



「自施設の状況がわかる」が最も多い回答でした。本システムの目的をきちんと理解していたいておるようです。職員や保護者への情報提供にもご活用いただいております。地図表記が役にたつのは、自治体単位での活用があったり、学校の情報が共有されているからです。地域内で多くの施設参加が、よりシステムを充実させていくことがわかる結果でした。

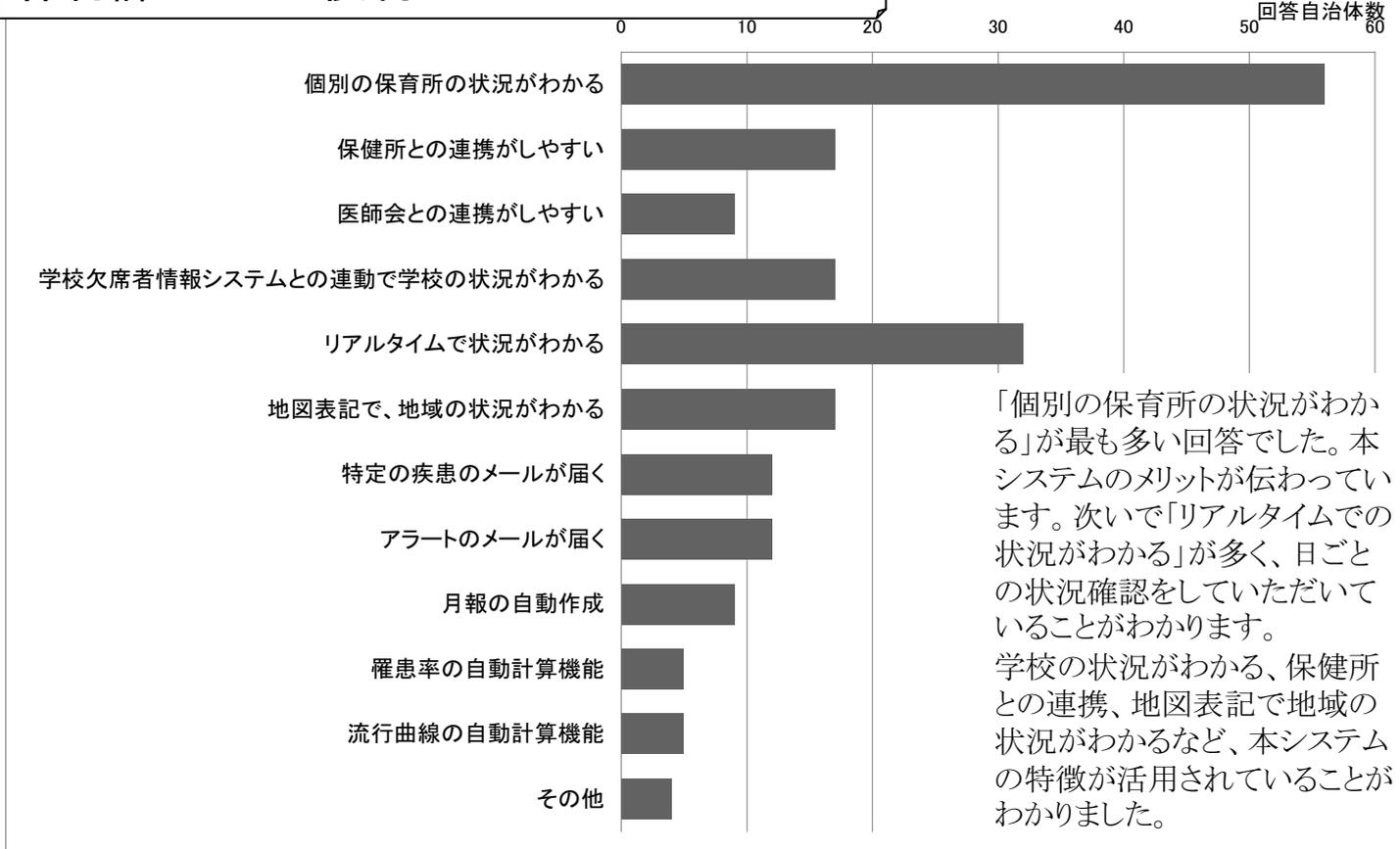
保育園の活用事例(現場の声)

アラートメールの活用	「サーベイランスの導入により、症状の時点で対策がとれるようになった。アラートメールで保健所感染症担当との情報共有連携がさらにスムーズになった」
保護者への情報提供への活用	「保健所の感染情報はタイムラグがあるが、このシステムによりリアルタイムで周囲での流行の兆しがある感染症が把握できた。当園では罹患している児がいなくても近々流行するであろう感染症についても探知でき、保護者への情報公開もスムーズに行えるようになった」
保健だよりの活用	「流行性耳下腺炎や水痘が近隣地域ででていても、意外に当園には感染者がいなかった。手足口病は周辺地域の流行より少し遅れて感染者がでた。保健だよりで早めに発信できた」
園医との連携	「これまで園医さんに流行っている感染症をファックスで送っていたが、このシステムで園医も情報を時々確認してくれているので、助かっている」「園医に、メールが届くので、メールを見てから園医が連絡をくれる。疾患の流行状況をこちらから連絡しなくても、随時連絡が届く」
地域の状況把握	「自施設にて発症していない疾患でも近隣で増えつつある疾患を気にしておき、情報提供することで速やかな診断につながる」「隣接地域での感染症の状況がほぼリアルタイムで把握できるので職員向けに注意喚起を適切に行えるようになった」

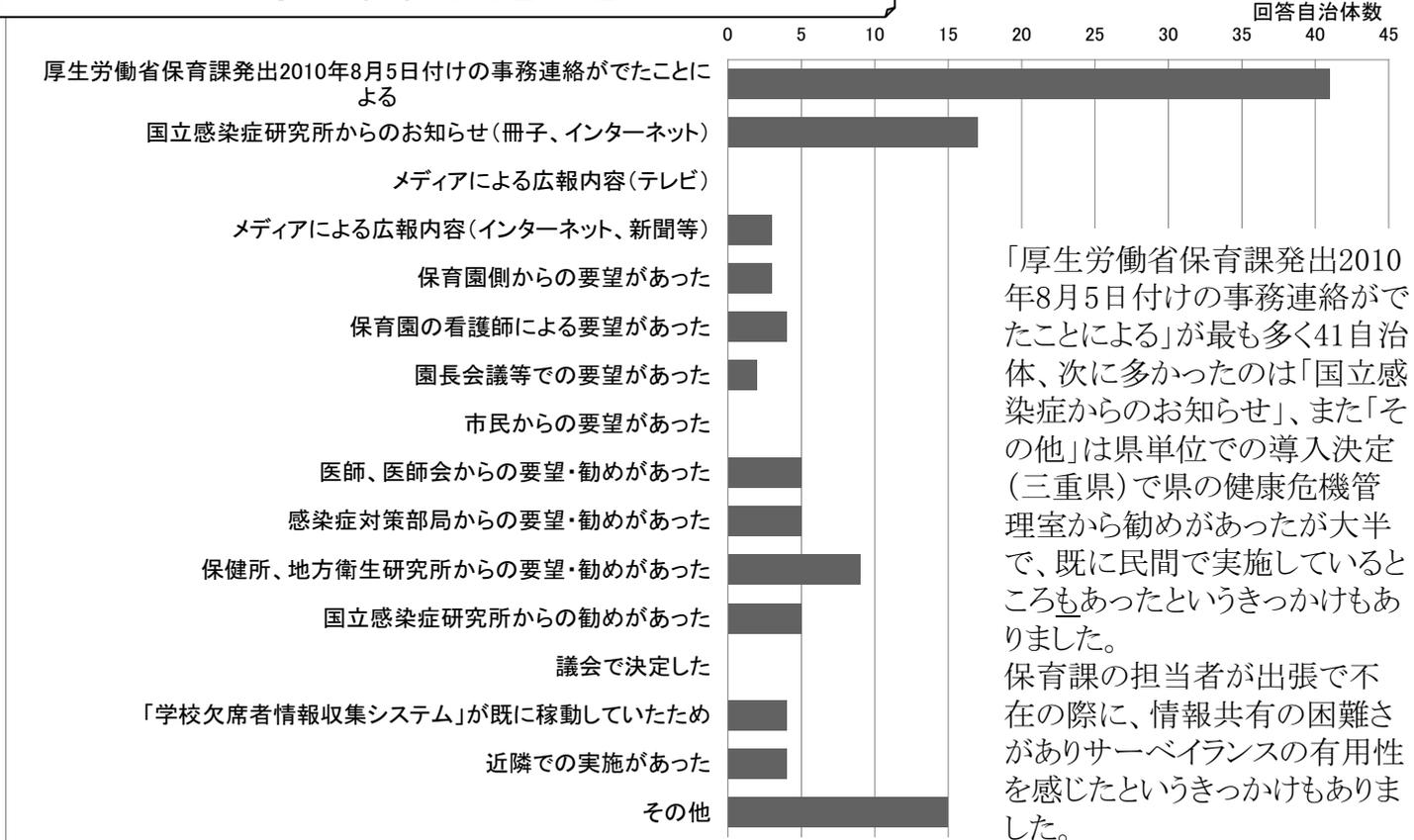
保育課の活用について

保育園サーベイランスを導入している自治体(保育課)に、2011年8月に調査を実施し78市町村より回答を得ました。

保育課にとって便利だったこと(複数回答)



市町村での導入最終決定のきっかけ(複数回答)



事例1: 保育課の活用(世田谷区子ども部保育課)

世田谷区保育園感染症サーベイランスシステムの活用

システム導入により、感染症の発生をリアルタイムに把握し、保育園、地域、区内の発生状況を集計・分析が可能になりました。それまで保育園では、子ども一人ひとりの健康状態を各園で個別に管理し個々に対応していましたが、システムを活用し記録がデータ化したことで、感染症の流行の兆し等を客観的にとらえることが可能となり、早期発見・早期対応ができるようになりました。これにより、保育課でも保健所等の関係機関と連携することができ、保育園という集団生活の中においても健康被害を最小限にとどめることに有効であると考えています。また、平成21年新型インフルエンザ(A/H1N1)感染症のように、社会問題となるような新たな感染症の発生に備えるためにも、地域で感染症についての情報管理体制を整備しておくことが重要であると思います。

(事例1)

・感染症研究所の情報で手足口病が流行するとの事だったが、世田谷区内では、発生していなかった。しかし数園での発生がみられたので、今後流行する可能性について7月に保護者向けのメールマガジンへ情報提供することができた。

(事例2)

・疾患登録について、水痘が1園1日40名を超える登録があり、保健所、保育課で共通理解し、保育園への状況確認をすることができた。

(事例3)

・麻疹疑いについて入力あり、医師から保健所への連絡はなかったので状況確認し、疑いの状況で後日、遺伝子検査の結果陰性であった。データの迅速な入力で発生状況が保育園、保健所、保育課で把握でき、保護者への周知や対応策を迅速に伝えることができた。

(事例4)

・保育課より区内でインフルエンザの発生が登録されたときに、保育課コメントで区内保育園での今シーズン第1例目が発生したことや保健所から予防接種の助成等の勧奨について注意喚起した。コメントの挿入により、各保育園では、毎日入力の際に、より詳細な最新の情報を得ることができ、入力の必要性の確認にもつながっている。

(事例5)

・嘔吐、下痢の症状が月曜日に多く登録されていた為、保育課コメントに、休日の子どもの様子を確認の配慮等の健康管理について周知した。また、1～2名の極少数の下痢、嘔吐の症状があった翌日や翌々日に多く嘔吐、下痢の欠席が登録されている為、初期の嘔吐処理対応が重要であることをコメントした。

■お知らせ

▼2011/11/25 世田谷区保育担当課

インフルエンザ発生の登録が、世田谷区内の保育園から平成23年11月22日(火曜日)に2園3名ありました。今後、保育施設での流行も予想されます。インフルエンザ予防接種の助成金とともに、手洗いうがいについての保護者への周知をお願い致します。また、保育園でも手洗いうがいの予防をお願い致します。

保育課保健担当

■お知らせ

▼2011/12/06 世田谷区保育担当課

12月5日(月曜日)より感染性胃腸炎、下痢や嘔吐の症状による欠席が全地域で見られています。保護者とのコミュニケーションから休日等の子どもの様子を確認しましょう。また、保育施設内での嘔吐や下痢の症状があった場合の処理の方法について再度確認し、保育施設からの二次感染に注意しましょう。

保育課保健担当

■お知らせ

▼2011/12/21 世田谷区保育担当課

12月19日(火)入力52園中の情報です。

- ・嘔吐・下痢・胃腸炎が27園45人と半数の園で見られています。
- ・発熱が29園64人と増加傾向にあります。
- ・水痘の発生が4園13名と増加傾向にあります。

自園の入力後、アラートがでている園もあります。確認し、情報提供や予防管理に気をつけましょう。

保育課保健担当

事例2: 保健所の活用(金沢市保健所)

金沢市保健所の活用

金沢市では、H22年8月に厚生労働省から「保育園サーベイランスの活用について」の情報提供がこども福祉課(保育担当課)にあり導入を検討、3月から試行的に実施し、4月に導入に至った。4月以降も、保育所関係者と連携をとりながら研修会等を開催し、11月には市内全保育所111施設で入力が行われるようになった。

保健所では、H23年7月、地域における感染症対策を支援する新規事業として「感染症対策地域支援ネットワーク事業」を立ち上げた。本事業の一つとして、運営委員会を設置、メンバーは、市医師会医師2名、金沢大学附属病院医師1名・看護師1名、金沢市立病院医師1名・看護師1名、保健所(事務局)3名で構成。委員会で「保育園サーベイランス」の紹介を行ったところ、保育所での最新感染状況(情報)を共有し、早期把握することは地域の診療に有用に役立つという意見がまとまり、地域で診療する医師への情報提供の検討を行った。

情報提供の方法について、こども福祉課、市医師会と相談。その結果、12月下旬より、市医師会会員専用のネットワーク「ハートネット」で掲載することとなった。掲載内容は、毎日の市内全保育所111施設の症状別・疾患別欠席者情報を、中学校区24カ所に市内を区域割したマップ(地図表記の地域状況)と簡単なコメントを添えたものであり、その情報は毎日、夕方に更新を行なっている。取組は、始まったばかりであり、今後も、市医師会・保健所・保育関係者で連携を図り、この情報を地域の感染症対策に有用なものとなるよう検討していきたい。

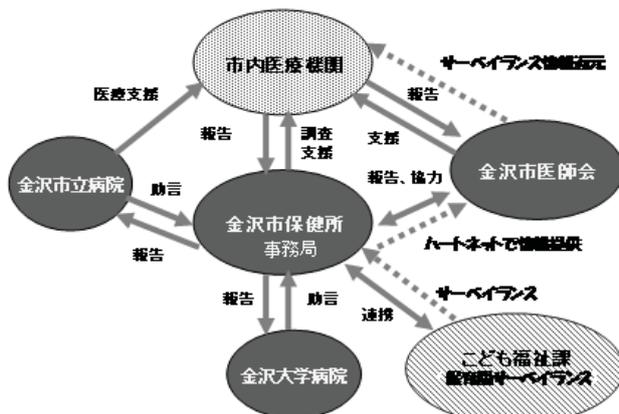
- 資料 ●地図表記の地域状況をリアルタイムに市医師会会員へ情報提供をする。
●市医師会・保健所・保育関係者が情報を共有し、感染症対策の連携を図る。

- ①経緯 H23.4 保育園サーベイランスを導入(こども福祉課)
H23.7 感染症対策地域支援ネットワーク事業の開始(保健所)
委員会設置:市医師会2名、金沢大学附属病院2名、金沢市立病院2名、保健所3名
保育園サーベイランスの情報提供を検討する
H23.11 市内全保育所でサーベイランスの入力を実施
H23.12 市医師会ハートネットで保育園サーベイランスの情報提供を開始
*ハートネット:市医師会会員専用のネットワーク

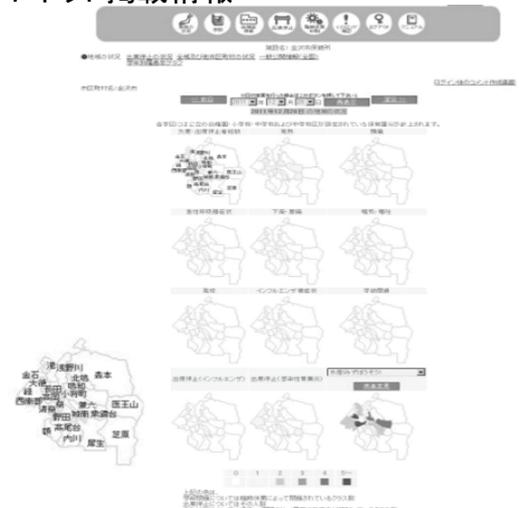
②概要	目的	保育所での発生、蔓延、流行が、地域の流行を反映する 保育所での最新感染状況(情報)を共有し、早期把握することは診療に有用
	内容	毎日の、市内全保育所111施設の症状別・疾患別欠席者情報 ●中学校区別(全市24地域割)マップ
	更新	毎日、夕方(土曜、日曜、祝祭日を除く)
	対象	市医師会ハートネット加入者
	方法	市医師会ハートネット 掲示板 で掲載

◆感染症対策地域支援ネットワーク事業

保健所内に専門家による窓口を設置し、感染症予防について日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における感染症対策を支援する。



◆ハートネット掲載情報

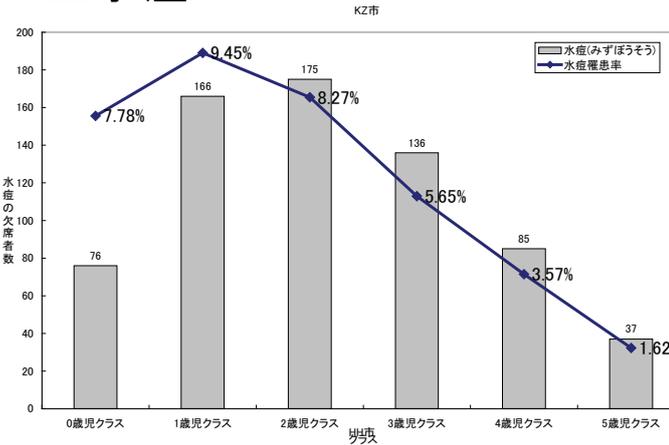


事例3: データ活用(水痘・流行性耳下腺炎の発生状況)

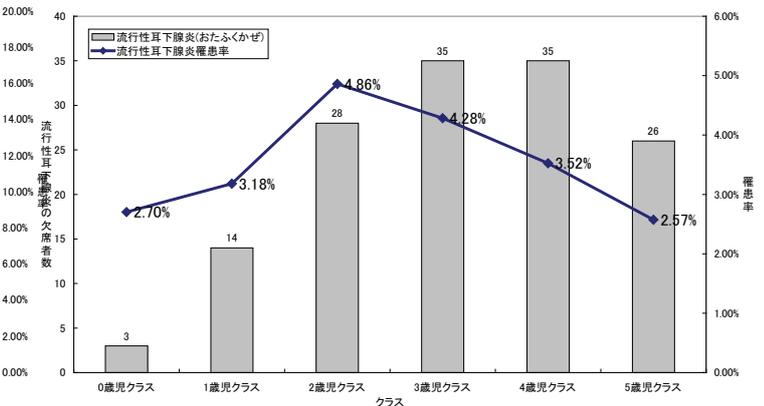
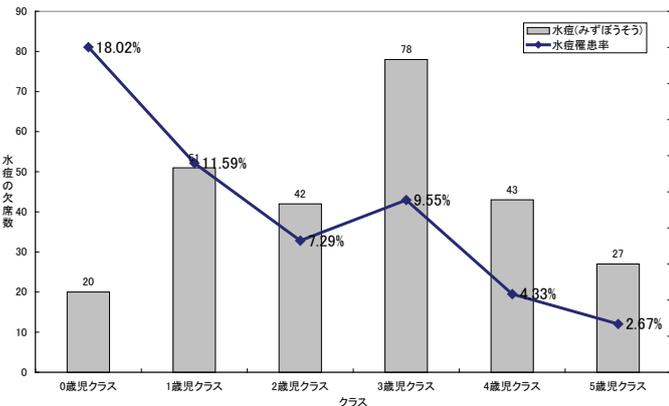
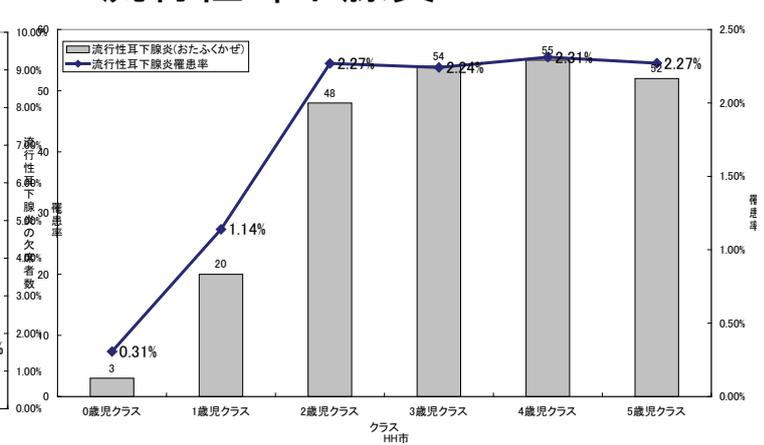
乳幼児の集団生活施設である保育所(園)に通っている園児の水痘、流行性耳下腺炎の罹患状況を明らかにするため、データを活用しました。自治体単位で保育園サーベイランスが実施され、かつ長期間にわたって的確に本サーベイランスが運営されているところを複数選択し、そこでの保育所(園)園児の水痘と流行性耳下腺炎の罹患状況のデータを抽出しました。このようなデータは、これまでリアルタイムには入手することができませんでした。これからの予防接種政策に活用されます。

0歳児クラス～5歳児クラス在籍者数(2011年12月2日現在) 2011年4月1日～12月2日現在
 KZ市 11926人、HH市 3947人

■ 水痘



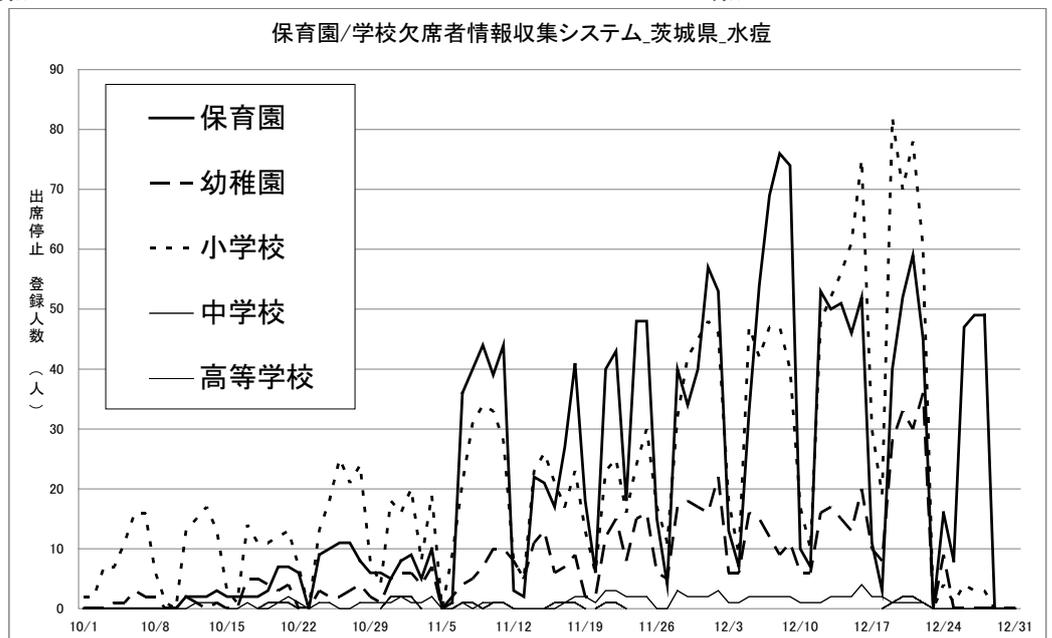
■ 流行性耳下腺炎



茨城県は学校、保育園ともに全施設で導入されています。

小児の感染症の動向が全生徒、全園児でリアルタイムに監視することが可能となっています。

例えば、11月から12月にかけての水痘による欠席者が小学校、保育園ともに増加していることがわかります。



一部の市町村でシステム以外の方法で出席停止を報告しているところがあります。
 一部の市町村で、システム利用ができていない保育所があります。

特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業(実施か所数は、公立分は保育課調べ、民間分は平成22年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数		合計
	公立	民間	
北海道	77	131	208
青森県	6	302	308
岩手県	74	126	200
宮城県	87	51	138
秋田県	65	91	156
山形県	68	89	157
福島県	62	80	142
茨城県	84	275	359
栃木県	79	110	189
群馬県	25	205	230
埼玉県	252	348	600
千葉県	220	171	391
東京都	744	718	1,462
神奈川県	93	167	260
新潟県	159	106	265
富山県	67	76	143
石川県	110	77	187
福井県	74	109	183
山梨県	56	77	133
長野県	180	61	241
岐阜県	87	108	195
静岡県	62	143	205
愛知県	210	94	304
三重県	46	113	159
滋賀県	48	91	139
京都府	56	82	138
大阪府	205	390	595
兵庫県	109	221	330
奈良県	62	58	120
和歌山県	51	27	78
鳥取県	66	55	121
島根県	41	164	205
岡山県	73	68	141
広島県	62	83	145
山口県	44	124	168
徳島県	23	74	97
香川県	48	40	88
愛媛県	31	47	78
高知県	4	30	34
福岡県	76	264	340
佐賀県	43	158	201
長崎県	20	265	285
熊本県	74	275	349
大分県	20	106	126
宮崎県	6	164	170
鹿児島県	21	221	242
沖縄県	44	240	284
小計①	4,214	7,075	11,289

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公立	民間	
札幌市	22	154	176
仙台市	47	75	122
さいたま市	62	62	124
千葉市	58	45	103
横浜市	56	312	368
川崎市	84	78	162
相模原市	19	45	64
新潟市	54	113	167
静岡市	21	43	64
浜松市	20	61	81
名古屋市	65	104	169
京都市	13	169	182
大阪市	51	189	240
堺市	22	89	111
神戸市	68	126	194
岡山市	23	61	84
広島市	36	75	111
北九州市	21	120	141
福岡市	15	153	168
旭川市	3	18	21
函館市	0	15	15
青森市	0	84	84
盛岡市	16	39	55
秋田市	14	35	49
郡山市	12	13	25
いわき市	0	24	24
宇都宮市	15	55	70
前橋市	2	41	43
川越市	20	13	33
柏市	23	11	34
船橋市	17	36	53
横須賀市	11	30	41
富山市	25	40	65
金沢市	13	96	109
長野市	8	40	48
岐阜市	3	24	27
豊橋市	4	25	29
岡崎市	18	17	35
豊田市	18	11	29
大津市	14	32	46
高槻市	13	26	39
東大阪市	14	44	58
西宮市	23	24	47
姫路市	14	48	62
尼崎市	29	52	81
奈良市	0	19	19
和歌山市	2	33	35
倉敷市	14	58	72
福山市	44	52	96
下関市	8	25	33
高松市	23	34	57
松山市	22	36	58
高知市	17	28	45
久留米市	0	48	48
長崎市	2	84	86
熊本市	22	128	150
大分市	0	41	41
宮崎市	0	99	99
鹿児島市	11	88	99
小計②	1,251	3,740	4,991
合計(①+②)	5,465	10,815	16,280

②特定保育事業（実施か所数は、平成22年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	8	12
青森県	1	1	2
岩手県	0	0	0
宮城県	8	7	15
秋田県	0	0	0
山形県	4	17	21
福島県	2	10	12
茨城県	0	22	22
栃木県	0	11	11
群馬県	2	2	4
埼玉県	23	35	58
千葉県	27	34	61
東京都	0	16	16
神奈川県	4	17	21
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	6	1	7
山梨県	0	1	1
長野県	0	1	1
岐阜県	1	0	1
静岡県	0	10	10
愛知県	15	10	25
三重県	3	14	17
滋賀県	0	1	1
京都府	0	1	1
大阪府	2	31	33
兵庫県	0	8	8
奈良県	1	6	7
和歌山県	1	2	3
鳥取県	0	0	0
島根県	2	50	52
岡山県	0	1	1
広島県	9	10	19
山口県	0	5	5
徳島県	1	9	10
香川県	0	0	0
愛媛県	0	1	1
高知県	0	0	0
福岡県	4	15	19
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	3	3
大分県	0	8	8
宮崎県	1	0	1
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	4	35	39
小計①	125	403	528

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	0	0
仙台市	6	26	32
さいたま市	0	0	0
千葉市	4	15	19
横浜市	32	197	229
川崎市	0	32	32
相模原市	8	33	41
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	30	30
京都市	7	37	44
大阪市	13	45	58
堺市	0	0	0
神戸市	15	95	110
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	3	3
福岡市	0	3	3
旭川市	0	0	0
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	14	0	14
郡山市	2	4	6
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	36	36
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	1	0	1
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	2	0	2
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	2	2
福山市	4	4	8
下関市	0	3	3
高松市	0	0	0
松山市	9	21	30
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	16	16
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	2	2
鹿児島市	0	30	30
小計②	117	634	751
合計(①+②)	242	1,037	1,279

③休日保育事業（実施か所数は、平成22年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	12	16
青森県	1	68	69
岩手県	0	28	28
宮城県	0	1	1
秋田県	0	17	17
山形県	0	12	12
福島県	0	4	4
茨城県	0	58	58
栃木県	3	18	21
群馬県	1	14	15
埼玉県	0	19	19
千葉県	2	17	19
東京都	5	53	58
神奈川県	2	11	13
新潟県	4	11	15
富山県	1	25	26
石川県	4	23	27
福井県	0	9	9
山梨県	0	4	4
長野県	18	3	21
岐阜県	1	4	5
静岡県	4	19	23
愛知県	5	15	20
三重県	3	7	10
滋賀県	1	13	14
京都府	1	3	4
大阪府	2	21	23
兵庫県	0	13	13
奈良県	0	3	3
和歌山県	1	3	4
鳥取県	3	4	7
島根県	2	25	27
岡山県	0	6	6
広島県	2	2	4
山口県	3	7	10
徳島県	0	4	4
香川県	1	3	4
愛媛県	0	5	5
高知県	0	1	1
福岡県	5	14	19
佐賀県	2	7	9
長崎県	0	36	36
熊本県	1	21	22
大分県	0	11	11
宮崎県	0	14	14
鹿児島県	0	17	17
沖縄県	0	4	4
小計①	82	689	771

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	2	1	3
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	3	3
横浜市	0	7	7
川崎市	0	6	6
相模原市	0	2	2
新潟市	0	7	7
静岡市	0	0	0
浜松市	0	3	3
名古屋市	0	8	8
京都市	1	4	5
大阪市	15	13	28
堺市	0	4	4
神戸市	0	1	1
岡山市	0	8	8
広島市	0	4	4
北九州市	0	7	7
福岡市	0	5	5
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	6	6
秋田市	0	4	4
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	4	4
川越市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
富山市	0	24	24
金沢市	0	7	7
長野市	1	1	2
岐阜市	0	0	0
豊橋市	1	0	1
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
大津市	0	2	2
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	6	6
福山市	1	2	3
下関市	1	2	3
高松市	0	3	3
松山市	0	11	11
高知市	0	0	0
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	22	22
鹿児島市	0	8	8
小計②	26	237	263
合計(①+②)	108	926	1,034

④夜間保育所の設置状況（平成23年4月1日現在）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	2	2
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	1	1
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	2	2
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
小計①	0	33	33

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
相模原市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
小計②	0	44	44
合計(①+②)	0	77	77

⑤病児・病後児保育事業（実施か所数は平成22年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	11	15
青森県	0	9	9
岩手県	4	23	27
宮城県	2	2	4
秋田県	7	18	25
山形県	7	21	28
福島県	0	8	8
茨城県	0	57	57
栃木県	2	31	33
群馬県	1	26	27
埼玉県	2	26	28
千葉県	12	42	54
東京都	5	110	115
神奈川県	0	10	10
新潟県	3	11	14
富山県	4	32	36
石川県	7	32	39
福井県	5	24	29
山梨県	0	19	19
長野県	4	11	15
岐阜県	2	9	11
静岡県	1	33	34
愛知県	5	18	23
三重県	0	8	8
滋賀県	4	7	11
京都府	6	19	25
大阪府	26	84	110
兵庫県	2	16	18
奈良県	2	12	14
和歌山県	1	4	5
鳥取県	6	6	12
島根県	1	20	21
岡山県	1	24	25
広島県	2	12	14
山口県	0	17	17
徳島県	0	15	15
香川県	3	4	7
愛媛県	1	7	8
高知県	1	3	4
福岡県	7	19	26
佐賀県	0	6	6
長崎県	0	18	18
熊本県	2	14	16
大分県	0	8	8
宮崎県	0	10	10
鹿児島県	0	10	10
沖縄県	0	12	12
小計①	142	938	1,080

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	5	5
仙台市	0	4	4
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	7	7
横浜市	0	18	18
川崎市	0	3	3
相模原市	0	2	2
新潟市	0	4	4
静岡市	0	0	0
浜松市	0	5	5
名古屋市	0	8	8
京都市	0	5	5
大阪市	11	18	29
堺市	1	1	2
神戸市	0	8	8
岡山市	0	4	4
広島市	0	9	9
北九州市	0	9	9
福岡市	0	12	12
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	4	4
郡山市	0	2	2
いわき市	0	2	2
宇都宮市	0	4	4
前橋市	1	10	11
川越市	0	1	1
柏市	0	1	1
船橋市	0	3	3
横須賀市	1	0	1
富山市	0	18	18
金沢市	0	10	10
長野市	0	1	1
岐阜市	0	4	4
豊橋市	0	2	2
岡崎市	1	1	2
豊田市	0	3	3
大津市	0	1	1
高槻市	0	1	1
東大阪市	1	2	3
西宮市	0	1	1
姫路市	0	4	4
尼崎市	0	2	2
奈良市	0	1	1
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	4	4
福山市	1	2	3
下関市	0	3	3
高松市	1	5	6
松山市	0	2	2
高知市	0	3	3
久留米市	0	2	2
長崎市	0	4	4
熊本市	0	6	6
大分市	0	4	4
宮崎市	0	6	6
鹿児島市	0	5	5
小計②	19	257	276
合計(①+②)	161	1,195	1,356

⑥一時預かり事業（実施か所数は平成22年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	77	61	138
青森県	8	101	109
岩手県	27	85	112
宮城県	35	16	51
秋田県	38	49	87
山形県	28	58	86
福島県	22	47	69
茨城県	51	194	245
栃木県	23	61	84
群馬県	27	100	127
埼玉県	90	144	234
千葉県	88	104	192
東京都	140	217	357
神奈川県	20	84	104
新潟県	99	75	174
富山県	26	68	94
石川県	46	40	86
福井県	33	81	114
山梨県	20	31	51
長野県	101	36	137
岐阜県	58	79	137
静岡県	86	93	179
愛知県	115	51	166
三重県	22	38	60
滋賀県	17	30	47
京都府	27	54	81
大阪府	26	139	165
兵庫県	20	157	177
奈良県	18	30	48
和歌山県	16	10	26
鳥取県	34	16	50
島根県	18	46	64
岡山県	28	40	68
広島県	48	42	90
山口県	62	83	145
徳島県	16	27	43
香川県	7	16	23
愛媛県	21	20	41
高知県	15	2	17
福岡県	30	107	137
佐賀県	14	67	81
長崎県	14	69	83
熊本県	9	47	56
大分県	12	64	76
宮崎県	5	59	64
鹿児島県	9	79	88
沖縄県	13	49	62
小計①	1,759	3,166	4,925

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	6	86	92
仙台市	6	29	35
さいたま市	9	31	40
千葉市	4	15	19
横浜市	34	316	350
川崎市	0	32	32
相模原市	8	38	46
新潟市	68	87	155
静岡市	15	31	46
浜松市	20	31	51
名古屋市	0	29	29
京都市	7	37	44
大阪市	13	48	61
堺市	0	33	33
神戸市	15	62	77
岡山市	35	57	92
広島市	0	49	49
北九州市	1	53	54
福岡市	0	1	1
旭川市	1	8	9
函館市	0	30	30
青森市	0	48	48
盛岡市	0	16	16
秋田市	14	29	43
郡山市	3	4	7
いわき市	2	7	9
宇都宮市	3	1	4
前橋市	1	22	23
川越市	3	0	3
柏市	4	6	10
船橋市	1	13	14
横須賀市	2	6	8
富山市	16	21	37
金沢市	7	73	80
長野市	6	4	10
岐阜市	3	19	22
豊橋市	1	2	3
岡崎市	9	5	14
豊田市	8	0	8
大津市	1	19	20
高槻市	1	23	24
東大阪市	4	20	24
西宮市	0	11	11
姫路市	2	29	31
尼崎市	0	23	23
奈良市	0	7	7
和歌山市	2	7	9
倉敷市	0	15	15
福山市	55	10	65
下関市	17	0	17
高松市	4	20	24
松山市	9	22	31
高知市	1	6	7
久留米市	0	13	13
長崎市	0	3	3
熊本市	0	14	14
大分市	1	8	9
宮崎市	0	47	47
鹿児島市	0	23	23
小計②	422	1,699	2,121
合計(①+②)	2,181	4,865	7,046

平成 22 年度障害児保育の実施状況

【実施か所数】

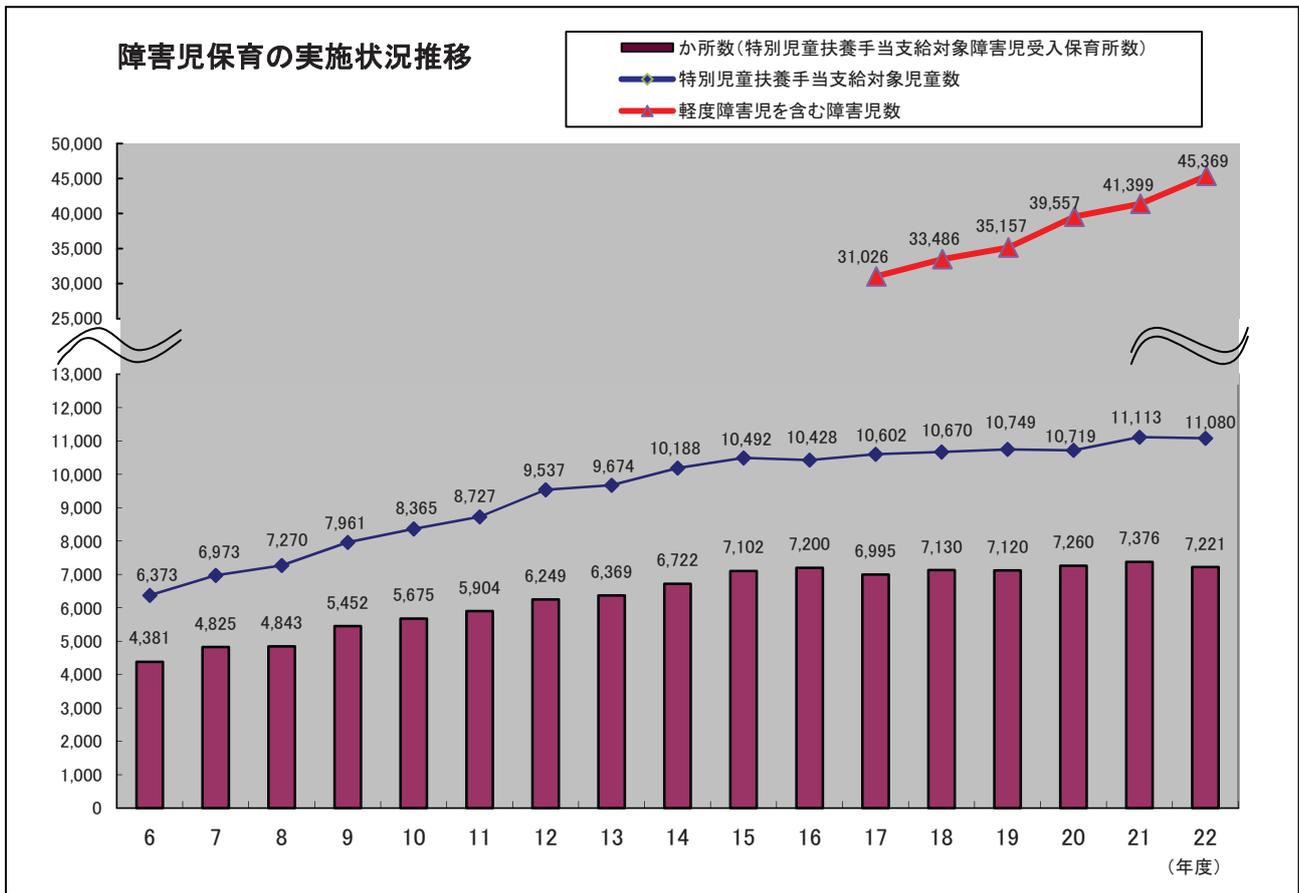
平成 22 年度の障害児保育の実施か所数（特別児童扶養手当支給対象障害児受入保育所数）は 7,221 か所で、前年度から 155 か所（2.1%）の減。

※ 軽度の障害児を含む障害児受入保育所数は 13,950 か所。

【対象児童数】

平成 22 年度の障害児保育対象児童数（特別児童扶養手当支給対象障害児数）は 11,080 人で、前年度から 33 人（0.3%）の減。

※ 軽度の障害児を含む保育所に入所している障害児数は 45,369 人



	実施か所数 (か所)	受入れ児童数 (人)
平成 21 年度	7,376 (+116)	11,113 (+394)
平成 22 年度	7,221 (-155)	11,080 (-33)

※ () は対前年度増減数

平成22年度 障害児保育実施状況（都道府県・指定都市・中核市別）

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数（A）						実障害児数（a）			
	合計	設置主体		合計	設置主体		人	うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数（b）		
		公	私		公	私		合計	1級	2級
か所	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人	
北海道	331	209	122	236	157	79	913	371	112	259
青森県	96	8	88	85	8	77	208	164	52	112
岩手県	160	76	84	123	55	68	299	177	94	83
宮城県	106	86	20	55	51	4	284	75	25	50
秋田県	125	60	65	70	37	33	372	106	45	61
山形県	116	65	51	73	46	27	320	119	66	53
福島県	121	80	41	66	39	27	291	111	29	82
茨城県	242	122	120	128	60	68	568	188	71	117
栃木県	163	116	47	58	42	16	464	81	36	45
群馬県	190	58	132	66	21	45	520	86	32	54
埼玉県	440	317	123	216	147	69	1,250	303	132	171
千葉県	251	177	74	158	125	33	732	230	73	157
東京都	1,284	737	547	410	248	162	3,557	502	234	268
神奈川県	174	78	96	71	44	27	339	91	32	59
新潟県	363	275	88	145	104	41	1,528	211	74	137
富山県	131	92	39	41	21	20	293	53	22	31
石川県	156	103	53	76	54	22	293	107	38	69
福井県	183	108	75	96	52	44	492	134	45	89
山梨県	108	70	38	61	42	19	267	78	31	47
長野県	390	348	42	218	198	20	1,940	343	84	259
岐阜県	219	152	67	139	91	48	714	259	116	143
静岡県	176	89	87	89	48	41	484	122	31	91
愛知県	451	388	63	191	165	26	1,704	294	112	182
三重県	253	183	70	154	118	36	870	271	113	158
滋賀県	180	100	80	93	58	35	1,018	136	79	57
京都府	191	121	70	130	83	47	1,022	282	89	193
大阪府	499	225	274	264	154	110	2,556	413	130	283
兵庫県	304	157	147	203	108	95	888	356	105	251
奈良県	106	80	26	74	58	16	484	133	26	107
和歌山県	105	96	9	37	33	4	610	65	22	43
鳥取県	117	90	27	48	33	15	232	59	28	31
島根県	123	43	80	108	36	72	197	164	47	117
岡山県	112	69	43	29	17	12	385	38	13	25
広島県	184	146	38	102	79	23	559	147	39	108
山口県	147	71	76	57	24	33	455	82	42	40
徳島県	127	86	41	63	50	13	410	81	36	45
香川県	88	66	22	37	31	6	268	45	19	26
愛媛県	153	112	41	92	67	25	458	148	60	88
高知県	107	77	30	90	64	26	243	157	27	130
福岡県	229	95	134	146	56	90	447	193	91	102
佐賀県	90	21	69	64	15	49	163	94	62	32
長崎県	151	26	125	114	17	97	261	169	73	96
熊本県	247	85	162	123	42	81	635	159	69	90
大分県	75	25	50	43	16	27	130	53	24	29
宮崎県	82	27	55	57	17	40	125	74	38	36
鹿児島県	107	21	86	88	17	71	169	125	59	66
沖縄県	198	67	131	168	60	108	486	326	81	245
小計①	9,951	5,903	4,048	5,255	3,108	2,147	30,903	7,975	2,958	5,017

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数 (A)						実障害児数 (a)				
	合計	設置主体		合計	設置主体		合計	うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数 (b)			
		公	私		公	私		合計	1級	2級	
											合計
札幌市	109	15	94	47	7	40	259	70	31	39	
仙台市	102	45	57	66	34	32	418	107	27	80	
さいたま市	80	62	18	30	26	4	210	36	18	18	
千葉市	83	55	28	56	44	12	210	79	41	38	
横浜市	247	94	153	101	45	56	601	183	59	124	
川崎市	93	54	39	41	28	13	170	49	17	32	
相模原市	70	25	45	6	4	2	146	11	9	2	
新潟市	69	37	32	69	37	32	938	90	41	49	
静岡市	87	45	42	22	15	7	381	44	15	29	
浜松市	72	20	52	35	9	26	281	55	14	41	
名古屋市	241	118	123	107	47	60	939	157	50	107	
京都市	93	14	79	93	14	79	898	160	40	120	
大阪市	280	125	155	187	99	88	1,105	389	222	167	
堺市	89	22	67	25	10	15	350	28	13	15	
神戸市	165	66	99	69	32	37	578	89	39	50	
岡山市	93	50	43	8	3	5	558	10	6	4	
広島市	112	64	48	7	6	1	137	7	6	1	
北九州市	119	30	89	58	14	44	404	72	32	40	
福岡市	118	13	105	56	7	49	289	67	22	45	
旭川市	19	1	18	14	1	13	84	31	9	22	
函館市	21	4	17	14	4	10	42	21	6	15	
青森市	15	0	15	11	0	11	28	14	4	10	
盛岡市	18	8	10	16	6	10	79	17	9	8	
秋田市	31	10	21	11	4	7	37	16	3	13	
郡山市	17	12	5	17	12	5	26	26	8	18	
いわき市	48	33	15	38	28	10	135	70	22	48	
宇都宮市	41	15	26	9	4	5	107	10	4	6	
前橋市	30	8	22	7	0	7	35	8	3	5	
川越市	20	20	0	7	7	0	81	10	2	8	
柏市	28	23	5	8	6	2	106	11	5	6	
船橋市	31	25	6	10	10	0	95	12	6	6	
横須賀市	15	6	9	8	2	6	23	10	3	7	
富山市	68	40	28	15	9	6	258	15	11	4	
金沢市	61	12	49	18	2	16	115	18	6	12	
長野市	49	25	24	27	17	10	132	43	12	31	
岐阜市	39	22	17	23	12	11	170	39	20	19	
豊橋市	35	4	31	17	4	13	168	21	9	12	
岡崎市	42	26	16	24	15	9	135	27	1	26	
豊田市	38	34	4	22	21	1	115	27	11	16	
大津市	47	13	34	28	10	18	204	44	19	25	
高槻市	34	13	21	13	8	5	105	21	9	12	
東大阪市	57	11	46	32	9	23	414	62	4	58	
西宮市	40	22	18	17	14	3	90	22	7	15	
姫路市	69	23	46	61	23	38	345	185	35	150	
尼崎市	58	25	33	24	8	16	127	31	11	20	
奈良市	32	17	15	26	14	12	76	44	19	25	
和歌山市	23	13	10	10	7	3	35	14	11	3	
倉敷市	61	26	35	23	11	12	300	29	13	16	
福山市	103	62	41	41	28	13	364	52	17	35	
下関市	40	21	19	18	9	9	254	26	13	13	
高松市	54	33	21	24	14	10	207	39	13	26	
松山市	29	16	13	13	9	4	96	23	10	13	
高知市	67	19	48	43	15	28	169	71	20	51	
久留米市	34	5	29	29	3	26	103	45	25	20	
長崎市	46	10	36	27	6	21	117	34	19	15	
熊本市	86	22	64	69	17	52	284	115	39	76	
大分市	31	9	22	18	7	11	60	23	9	14	
宮崎市	51	8	43	18	1	17	168	28	17	11	
鹿児島市	49	7	42	33	5	28	105	48	28	20	
小計②	3,999	1,657	2,342	1,966	863	1,103	14,466	3,105	1,194	1,911	
合計 (①+)	13,950	7,560	6,390	7,221	3,971	3,250	45,369	11,080	4,152	6,928	

